資 料 編

目 次

1 災害廃棄物発生量推計 資料-1
(1) 災害によって発生する廃棄物発生量推計表 資料-1
(2) 被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物発生量推計表 資料-4
2 処理困難物の発生量推計 資料-7
(1) 有害物質含有物発生量推計表 資料-7
(2) 廃船舶,漁具・漁網等発生量推計表 資料-8
3 処理・利活用 資料-9
(1) 県内処理施設一覧 資料-9
(2) 県外処理施設一覧 資料-18
(3) 再生資材の活用に関する環境省通知 資料-21
4 意見交換会 資料-33
(1) 第 1 回 資料-33
(2) 第 2 回 資料-42
5 合同会議 資料-48
6 現地調査 資料-53
(1) 第 1 回 資料-53
(2) 第 2 回 資料-55

1　災害廃棄物発生量推計

(1)　災害によって発生する廃棄物発生量推計表

ア　海溝型地震(南海トラフ巨大地震(陸側ケース))

津波を伴う海溝型地震

被害要因	市町名	建物の被害棟数	発生原単位	種類別発生割合			種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
液状化（全壊）	八幡浜市	181 棟		可燃物	18.0%	=	9,330 t	3,812 t	3,496 t	2,022 t
	西予市	166 棟		不燃物	18.0%	=	9,330 t	3,812 t	3,496 t	2,022 t
	伊方町	96 棟	× 117 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	26,952 t	11,012 t	10,099 t	5,841 t
	合計	443 棟		金属	6.6%	=	3,421 t	1,398 t	1,282 t	741 t
				柱角材	5.4%	=	2,800 t	1,144 t	1,049 t	607 t
				合計			51,833 t	21,178 t	19,422 t	11,233 t
液状化（半壊）	八幡浜市	67 棟		可燃物	18.0%	=	1,093 t	277 t	497 t	319 t
	西予市	120 棟		不燃物	18.0%	=	1,093 t	277 t	497 t	319 t
	伊方町	77 棟	× 23 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	3,157 t	801 t	1,435 t	921 t
	合計	264 棟		金属	6.6%	=	401 t	102 t	182 t	117 t
				柱角材	5.4%	=	328 t	83 t	149 t	96 t
				合計			6,072 t	1,540 t	2,760 t	1,772 t
小　計							57,905 t	22,718 t	22,182 t	13,005 t
揺れ（全壊）	八幡浜市	3,891 棟		可燃物	18.0%	=	301,832 t	81,944 t	217,803 t	2,085 t
	西予市	10,342 棟		不燃物	18.0%	=	301,832 t	81,944 t	217,803 t	2,085 t
	伊方町	99 棟	× 117 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	871,958 t	236,728 t	629,207 t	6,023 t
	合計	14,332 棟		金属	6.6%	=	110,671 t	30,046 t	79,861 t	764 t
				柱角材	5.4%	=	90,549 t	24,583 t	65,341 t	625 t
				合計			1,676,842 t	455,245 t	1,210,015 t	11,582 t
揺れ（半壊）	八幡浜市	4,207 棟		可燃物	18.0%	=	60,987 t	17,417 t	41,069 t	2,501 t
	西予市	9,920 棟		不燃物	18.0%	=	60,987 t	17,417 t	41,069 t	2,501 t
	伊方町	604 棟	× 23 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	176,183 t	50,316 t	118,643 t	7,224 t
	合計	14,731 棟		金属	6.6%	=	22,362 t	6,386 t	15,059 t	917 t
				柱角材	5.4%	=	18,296 t	5,225 t	12,321 t	750 t
				合計			338,815 t	96,761 t	228,161 t	13,893 t
小　計							2,015,657 t	552,006 t	1,438,176 t	25,475 t
津波（全壊）	八幡浜市	5,102 棟		可燃物	18.0%	=	204,851 t	107,448 t	62,359 t	35,044 t
	西予市	2,961 棟		不燃物	18.0%	=	204,851 t	107,448 t	62,359 t	35,044 t
	伊方町	1,664 棟	× 117 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	591,791 t	310,406 t	180,147 t	101,238 t
	合計	9,727 棟		金属	6.6%	=	75,112 t	39,398 t	22,865 t	12,849 t
				柱角材	5.4%	=	61,455 t	32,234 t	18,708 t	10,513 t
				合計			1,138,060 t	596,934 t	346,438 t	194,688 t
津波（半壊）	八幡浜市	347 棟		可燃物	18.0%	=	4,227 t	1,437 t	1,184 t	1,606 t
	西予市	286 棟		不燃物	18.0%	=	4,227 t	1,437 t	1,184 t	1,606 t
	伊方町	388 棟	× 23 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0%	=	12,211 t	4,150 t	3,421 t	4,640 t
	合計	1,021 棟		金属	6.6%	=	1,550 t	527 t	434 t	589 t
				柱角材	5.4%	=	1,268 t	431 t	355 t	482 t
				合計			23,483 t	7,982 t	6,578 t	8,923 t
津波（床上浸水）	八幡浜市	世帯		可燃物	18.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	西予市	世帯		不燃物	18.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	伊方町	世帯	× 4.60 t/世帯 ×	コンクリートがら	52.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	合計	0 世帯		金属	6.6%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				柱角材	5.4%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				合計			0 t	0 t	0 t	0 t
津波（床下浸水）	八幡浜市	世帯		可燃物	18.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	西予市	世帯		不燃物	18.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	伊方町	世帯	× 0.62 t/世帯 ×	コンクリートがら	52.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	合計	0 世帯		金属	6.6%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				柱角材	5.4%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				合計			0 t	0 t	0 t	0 t
小　計							1,161,543 t	604,916	353,016 t	203,611 t
火災（木造）	八幡浜市	棟		可燃物	0.1%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	西予市	棟		不燃物	65.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	伊方町	棟	× 78 t/棟 ×	コンクリートがら	31.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
	合計	0 棟		金属	4.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				柱角材	0.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				合計			0 t	0 t	0 t	0 t
火災（非木造）	八幡浜市	2,832 棟		可燃物	0.1%	=	594 t	278 t	316 t	0 t
	西予市	3,226 棟		不燃物	20.0%	=	118,776 t	55,507 t	63,230 t	39 t
	伊方町	2 棟	× 98 t/棟 ×	コンクリートがら	76.0%	=	451,348 t	210,927 t	240,272 t	149 t
	合計	6,060 棟		金属	4.0%	=	23,755 t	11,101 t	12,646 t	8 t
				柱角材	0.0%	=	0 t	0 t	0 t	0 t
				合計			594,473 t	277,813 t	316,464	196 t
小　計							594,473 t	277,813 t	316,464 t	196 t
合計発生量				可燃物		=	582,914 t	212,613 t	326,724 t	43,577 t
				不燃物		=	701,096 t	267,842 t	389,638 t	43,616 t
				コンクリートがら		=	2,133,600 t	824,340 t	1,183,224 t	126,036 t
				金属		=	237,272 t	88,958 t	132,329 t	15,985 t
				柱角材		=	174,696 t	63,700 t	97,923 t	13,073 t
				総計			3,829,578 t	1,457,453 t	2,129,838 t	242,287 t
							愛媛県処理計画	1,530,000 t	2,190,000 t	250,000 t

【津波堆積物】

被害要因	市町名	津波浸水面積	発生原単位	種類別発生割合			種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
津波	八幡浜市	4,770,000 m^2				=	277,440 t	114,480 t	85,920 t	77,040 t
	西予市	3,580,000 m^2				=				
	伊方町	3,210,000 m^2	0.024 t/m^2 ×			=				
	合計	11,560,000 m^2				=				
						=				
							277,440 t	114,480 t	85,920 t	77,040 t
							愛媛県処理計画	110,000 t	90,000 t	80,000 t

イ　直下型地震

	被害要因	市町名	建物の被害棟数	発生原単位	種類別発生割合		種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
直下型地震	液状化（全壊）	八幡浜市	棟		可燃物	8.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	28.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 161 t/棟 ×	コンクリートがら	58.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	液状化（半壊）	八幡浜市	棟		可燃物	8.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	28.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 32 t/棟 ×	コンクリートがら	58.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	小　計						0 t	0 t	0 t	0 t
	揺れ（全壊）	八幡浜市	棟		可燃物	8.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	28.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 161 t/棟 ×	コンクリートがら	58.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	揺れ（半壊）	八幡浜市	棟		可燃物	8.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	28.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 32 t/棟 ×	コンクリートがら	58.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	火災（木造）	八幡浜市	棟		可燃物	0.1% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	65.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 107 t/棟 ×	コンクリートがら	31.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	4.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	0.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	火災（非木造）	八幡浜市	棟		可燃物	0.1% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	棟		不燃物	20.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	棟	× 135 t/棟 ×	コンクリートがら	76.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 棟		金属	4.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	0.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	小　計						0 t	0 t	0 t	0 t
	合計発生量				可燃物	=	0 t	0 t	0 t	0 t
					不燃物	=	0 t	0 t	0 t	0 t
					コンクリートがら	=	0 t	0 t	0 t	0 t
					金属	=	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	=	0 t	0 t	0 t	0 t
					総計		0 t	0 t	0 t	0 t

ウ　洪水

	被害要因	市町名	浸水想定区域内の世帯数	発生原単位	種類別発生割合		種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
風水害	豪雨による河川の氾濫（全壊）	八幡浜市	世帯		可燃物	8.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		西予市	世帯		不燃物	28.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		伊方町	世帯	× 117 t/棟 ×	コンクリートがら	58.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					金属	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
					柱角材	3.0% =	0 t	0 t	0 t	0 t
		合計	0 世帯		合計		0 t	0 t	0 t	0 t
	豪雨による河川の氾濫（半壊）	八幡浜市	223 世帯		可燃物	18.0% =	1,954 t	923 t	1,031 t	0 t
		西予市	249 世帯		不燃物	18.0% =	1,954 t	923 t	1,031 t	0 t
		伊方町	0 世帯	× 23 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0% =	5,645 t	2,667 t	2,978 t	0 t
					金属	6.6% =	717 t	339 t	378 t	0 t
					柱角材	5.4% =	586 t	277 t	309 t	0 t
		合計	472 世帯		合計		10,856 t	5,129 t	5,727 t	0 t
	豪雨による河川の氾濫（床上浸水）	八幡浜市	1,617 世帯		可燃物	18.0% =	1,797 t	1,339 t	458 t	0 t
		西予市	553 世帯		不燃物	18.0% =	1,797 t	1,339 t	458 t	0 t
		伊方町	0 世帯	× 4.6 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0% =	5,191 t	3,868 t	1,323 t	0 t
					金属	6.6% =	659 t	491 t	168 t	0 t
					柱角材	5.4% =	539 t	402 t	137 t	0 t
		合計	2,170 世帯		合計		9,983 t	7,439 t	2,544 t	0 t
	豪雨による河川の氾濫（床下浸水）	八幡浜市	3,909 世帯		可燃物	18.0% =	772 t	436 t	336 t	0 t
		西予市	3,012 世帯		不燃物	18.0% =	772 t	436 t	336 t	0 t
		伊方町	0 世帯	× 0.62 t/棟 ×	コンクリートがら	52.0% =	2,231 t	1,260 t	971 t	0 t
					金属	6.6% =	283 t	160 t	123 t	0 t
					柱角材	5.4% =	232 t	131 t	101 t	0 t
		合計	6,921 世帯		合計		4,290 t	2,423 t	1,867 t	0 t
	合計発生量				可燃物	=	4,523 t	2,698 t	1,825 t	0 t
					不燃物	=	4,523 t	2,698 t	1,825 t	0 t
					コンクリートがら	=	13,067 t	7,795 t	5,272 t	0 t
					金属	=	1,659 t	990 t	669 t	0 t
					柱角材	=	1,357 t	810 t	547 t	0 t
					総計		25,129 t	14,991 t	10,138 t	0 t

エ　土砂災害

土砂災害（土砂崩壊）

被害要因	市町名	建物の被害棟数	発生原単位	種類別発生割合			種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
豪雨による土砂崩れ・土石流（全壊）	八幡浜市	棟	× 117 t/棟 ×	可燃物	18.0%	＝	0 t	0 t	0 t	0 t
	西予市	棟		不燃物	18.0%	＝	0 t	0 t	0 t	0 t
	伊方町	棟		コンクリートがら	52.0%	＝	0 t	0 t	0 t	0 t
				金属	6.6%	＝	0 t	0 t	0 t	0 t
				柱角材	5.4%	＝	0 t	0 t	0 t	0 t
	合計	0 棟		合計			0 t	0 t	0 t	0 t

【土砂】　土砂比重(t/m^3)　1.28　技術指針【技1-11-1-1 p31】平均値

被害要因	市町名	土砂災害危険渓流流域面積	発生原単位（単位面積当たり平均土砂量）	土砂発生量(m^3)			種類別災害廃棄物発生量	八幡浜市	西予市	伊方町
豪雨による土砂崩れ・土石流	八幡浜市	54.84 km^2		1,543,362	m^3		9,311,956 t	1,975,503 t	6,302,952 t	1,033,501 t
	西予市	174.97 km^2		4,924,181	m^3					
	伊方町	28.69 km^2	× 28,143 m^3/km^2	807,423	m^3					
	合計	258.50 km^2		7,274,966	m^3		9,311,956 t	1,975,503 t	6,302,952 t	1,033,501 t

(2)　被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物発生量推計表

ア　生活ごみ

(ｱ)　八幡浜市

想定災害;　　南海トラフ(最大クラス)

項目	数量	単位	根拠資料
①災害時在宅者数	15,412	人	②-③
②平常時人口	35,245	人	住民基本台帳平成29年1月1日
③避難者数	19,833	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所)	12,899	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所外)	6,934	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
④発生原単位	759	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果(平成27年度実績)･･･事業系除く
生活ごみ	11,697,708	g/日	①×④
	12	t/日	①×④÷1,000,000

(ｲ)　西予市

想定災害;　　南海トラフ(最大クラス)

項目	数量	単位	根拠資料
①災害時在宅者数	20,028	人	②-③
②平常時人口	39,767	人	住民基本台帳平成29年1月1日
③避難者数	19,739	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所)	12,326	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所外)	7,413	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
④発生原単位	627	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果(平成27年度実績)･･･事業系除く
生活ごみ	12,557,556	g/日	①×④
	13	t/日	①×④÷1,000,000

(ｳ)　伊方町

想定災害;　　南海トラフ(最大クラス)

項目	数量	単位	根拠資料
①災害時在宅者数	5,826	人	②-③
②平常時人口	9,917	人	住民基本台帳平成29年1月1日
③避難者数	4,091	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所)	2,710	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
(避難所外)	1,381	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告(平成25年12月)
④発生原単位	750	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果(平成27年度実績)･･･事業系除く
生活ごみ	4,369,500	g/日	①×④
	4	t/日	①×④÷1,000,000

イ　避難所ごみ

(ｱ)　八幡浜市

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
①避難所避難者数	12,899	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数の割合	36.6	%	
②発生原単位	759	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）･･･事業系除く
避難所ごみ	9,790,341	g/日	①×②
	10	t/日	①×②÷1,000,000

(ｲ)　西予市

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
①避難所避難者数	12,326	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数の割合	31.0	%	
②発生原単位	627	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）･･･事業系除く
避難所ごみ	7,728,402	g/日	①×②
	8	t/日	①×②÷1,000,000

(ｳ)　伊方町

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
①避難所避難者数	2,710	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数の割合	27.3	%	
②発生原単位	750	g/人・日	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）･･･事業系除く
避難所ごみ	2,032,500	g/日	①×②
	2	t/日	①×②÷1,000,000

ウ　し尿収集必要量

(ｱ)　八幡浜市

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
総人口	36,053	人	水洗化人口+非水洗化人口
避難者数	19,833	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所）	12,899	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所外）	6,934	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
①仮設トイレ必要人数	27,280	人	
断水による仮設トイレ必要人数	7,447	人	
水洗化人口	33,174	人	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）
上水道断水率	99.8	%	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数	19,833	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
②非水洗化区域し尿収集人口	1,295	人	
汲取人口(非水洗化人口)	2,879	人	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）
避難者数	19,833	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
③1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	災害廃棄物対策指針
し尿収集必要量	48,579	L/日	(①＋②)×③

仮設トイレ必要基数（避難所等）

項目	数量	単位	根拠資料
①仮設トイレ必要人数	27,280	人	
②仮設トイレ設置目安	78	人/基	
仮設トイレの平均的容量	400	L/基	
し尿の1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	
収集計画（し尿収集間隔日数）	3	日	
仮設トイレ必要基数	348	基	①÷②

(ｲ)　西予市

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
総人口	40,556	人	水洗化人口+非水洗化人口
避難者数	19,739	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所）	12,326	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所外）	7,413	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
①仮設トイレ必要人数	27,338	人	
断水による仮設トイレ必要人数	7,599	人	
水洗化人口	29,608	人	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）
上水道断水率	100.0	%	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数	19,739	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
②非水洗化区域し尿収集人口	5,620	人	
汲取人口(非水洗化人口)	10,948	人	
避難者数	19,739	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
③1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	災害廃棄物対策指針
し尿収集必要量	56,027	L/日	(①＋②)×③

仮設トイレ必要基数（避難所等）

項目	数量	単位	根拠資料
①仮設トイレ必要人数	27,338	人	
②仮設トイレ設置目安	78	人/基	
仮設トイレの平均的容量	400	L/基	
し尿の1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	
収集計画（し尿収集間隔日数）	3	日	
仮設トイレ必要基数	349	基	①÷②

(ｳ)　伊方町

想定災害；　　南海トラフ（最大クラス）

項目	数量	単位	根拠資料
総人口	10,249	人	水洗化人口+非水洗化人口
避難者数	4,091	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所）	2,710	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
（避難所外）	1,381	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
①仮設トイレ必要人数	5,034	人	
断水による仮設トイレ必要人数	943	人	
水洗化人口	7,824	人	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）
上水道断水率	40.1	%	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
避難者数	4,091	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
②非水洗化区域し尿収集人口	1,457	人	
汲取人口(非水洗化人口)	2,425	人	一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度実績）
避難者数	4,091	人	愛媛県地震被害想定調査　最終報告（平成25年12月）
③1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	災害廃棄物対策指針
し尿収集必要量	11,034	L/日	(①＋②)×③

仮設トイレ必要基数（避難所等）

項目	数量	単位	根拠資料
①仮設トイレ必要人数	5,034	人	
②仮設トイレ設置目安	78	人/基	
仮設トイレの平均的容量	400	L/基	
し尿の1人1日平均排出量	1.7	L/人・日	
収集計画（し尿収集間隔日数）	3	日	
仮設トイレ必要基数	64	基	①÷②

2　処理困難物の発生量推計

(1)　有害物質含有物発生量推計表

ア　全体

市町名	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるもの:業種名	業社数（社）	事業所において常時使用される従業員の数（人）	排出量（kg）	排出量（mg-TEQ）	移動量（kg）	移動量（mg-TEQ）	排出量＋移動量（kg）	排出量＋移動量（mg-TEQ）
八幡浜市	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	2	194	20,200	0	5,200	0	25,400	0
	繊維工業	1	30	1,100	0	0	0	1,100	0
	燃料小売業	10	38	699	0	0	0	699	0
	下水道業	3	63	23	0	0	0	23	0
	食料品製造業	1	45	18	0	0	0	18	0
	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	2	22	15	4.90	0	210	15	214.90
	合計	19	392	22,055	4.90	5,200	210.00	27,255	214.90
西予市	燃料小売業	12	57	929	0.00	0	0.00	929	0.00
	下水道業	2	16	748	0.00	0	0.00	748	0.00
	石油製品・石炭製品製造業	2	18	11	0.00	0	0.00	11	0.00
	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	3	10	0	64.00	0	130.00	0	194.00
	合計	19	101	1,688	64.00	0	130.00	1,688	194.00
伊方町	電気業	1	2,290	1,506	0.00	2,068	0.00	3,574	0.00
	燃料小売業	3	7	71	0.00	0	0.00	71	0.00
	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	1	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	下水道業	2	6	161	0.00	0	0.00	161	0.00
	合計	7	2,303	1,738	0.00	2,068	0.00	3,806	0.00
3市町合計		45	2,796	25,481	68.90	7,268	340.00	32,749	408.90

市町名	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるもの:業種名	排出量＋移動量（kg）	含有する主な有害物質	災害廃棄物となりうるもの	流出形体	発生原単位（発生量t/PRTR届出量t）	発生量（t）
八幡浜市	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	25,400	エチルベンゼン、キシレン、トルエン	塗料	一斗缶	1.00	25
	合計	25,400				-	25

イ　津波浸水区域内

市町名	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるもの:業種名	業社数（社）	事業所において常時使用される従業員の数（人）	排出量（kg）	排出量（mg-TEQ）	移動量（kg）	移動量（mg-TEQ）	排出量＋移動量（kg）	排出量＋移動量（mg-TEQ）
八幡浜市	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	2	194	20,200	0.00	5,200	0.00	25,400	0.00
	繊維工業	1	30	1,100	0.00	0	0.00	1,100	0.00
	燃料小売業	6	24	305	0.00	0	0.00	305	0.00
	下水道業	2	42	23	0.00	0	0.00	23	0.00
	合計	11	290	21,628	0.00	5,200	0.00	26,828	0.00
西予市	燃料小売業	3	15	113	0.00	0	0.00	113	0.00
	合計	3	15	113	0.00	0	0.00	113	0.00
伊方町	下水道業	2	6	161	0.00	0	0.00	161	0.00
	燃料小売業	3	6	71	0.00	0	0.00	71	0.00
	合計	5	12	232	0.00	0	0.00	232	0.00
3市町合計		19	317	21,973	0.00	5,200	0.00	27,173	0.00

市町名	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるもの:業種名	排出量＋移動量（kg）	含有する主な有害物質	災害廃棄物となりうるもの	流出形体	発生原単位（発生量t/PRTR届出量t）	発生量（t）【津波時】
八幡浜市	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	25,400	エチルベンゼン、キシレン、トルエン	塗料	一斗缶	1.00	25
	合計	25,400				-	25

(2)　廃船舶,漁具・漁網等発生量推計表

ア　船舶

		漁協 漁港 市	八幡浜漁協 川名津漁港 八幡浜市	明浜漁協 狩浜漁港 西予市
種別	階級	代表重量（ｔ）		
登録漁船	1トン未満	1	576	96
	1～3トン	3	355	30
	3～5トン	5	265	146
	5～10トン	10	29	13
	10～20トン	20	21	5
	20～50トン	50	2	
	100トン以上	100	3	
	合計（隻）		1,251	290
ﾌﾟﾚｼﾞｬｰ/遊漁	合計（隻）	1		

船舶	総重量（ｔ）		4,076	1,146
(FRP)	総重量（ｔ）	市別合計	4,076	1,146
	総重量（ｔ）	広域合計	5,222	

イ　漁具・漁網・養殖筏

漁協 / 種類

小型底引き

八幡浜漁協 八幡浜市

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網（ナイロン）	17	4.7
ワイヤー（鉄・SUS）・ロープ	80	5.5
フロート（プラスチック）	3	0.2
合計	100	10.4

経営体数	69
網保有数（予備３）	276

明浜漁協 西予市

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網（ナイロン）	17	0.27
ワイヤー（鉄・SUS）・ロープ	80	0.32
フロート（プラスチック）	3	0.01
合計	100	0.60

経営体数	4
網保有数（予備３）	16

しらす（パッチ網）

八幡浜漁協 八幡浜市

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網(ナイロン)	110	22.0
おもり(鉛)	180	4.5
フロート(プラ系)	10	0.3
合計	300	26.8

経営体数	25
網保有数（予備5～8個）	200

明浜漁協 西予市

大きさ：200m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網(ナイロン)	110	5.3
おもり(鉛)	180	2.2
フロート(プラ系)	10	0.1
合計	300	7.6

経営体数	12
網保有数（予備3枚）	48

刺し網

八幡浜漁協 八幡浜市

大きさ：5m×50m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網(ナイロン)	12	0.91
おもり(鉛)	6	0.11
フロート(硬質発泡スチロール・プラ系)	2	0.04
合計	20	1.06

経営体数	18
網保有数（予備4個）	76

明浜漁協 西予市

大きさ：5m×50m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網(ナイロン)	12	0.42
おもり(鉛)	6	0.04
フロート(硬質発泡スチロール・プラ系)	2	0.01
合計	20	0.47

経営体数	7
網保有数（予備4個）	35

定置網

明浜漁協 西予市

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
網	315	1.26
フロート（プラ系・丸型・黒）	35	0.04
合計	350	1.30

経営体数	1
網保有数（予備3）	4

漁協 / 種類

魚類養殖

八幡浜漁協 八幡浜市

大きさ：12m×12m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
鉄枠（H鋼）：宇和島参照	2,000	1,442.0
フロート（発砲スチロール）	100	72.1
網(ポリ網)	20	14.4
合計	2,120	1,528.5

台数	721

明浜漁協 西予市

大きさ：10m×10m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
枠(鉄パイプ)	70	2.9
フロート（発砲スチロール）	10	0.4
網(ポリ網)	20	0.8
合計	100	4.1

保有数(台) 6経営体×7台	42

魚類養殖

明浜漁協 西予市

大きさ：10m×10m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
枠(鉄パイプ)	90	1.6
フロート（発砲スチロール）	30	0.5
網(金網)	480	8.6
合計	600	10.7

保有数(台) 6経営体×3台	18

真珠養殖

明浜漁協 西予市

大きさ：100m×100m

構成部材	1セットあたり重量(kg)	漁協あたり総重量(t)
ロープ（ポリエチレン）	400	5.2
フロート	750	9.8
籠		0
合計	1,150	15.0

保有数(個) 13経営体×1個	13

3　処理・利活用

(1)　県内処理施設一覧

ア　(公共)一般廃棄物処理施設

【焼却施設】

	施　設　名	施設住所	年間処理量 (t/年)	処理能力 (t/日)	災害廃棄物 処理量 (t/年)	災害廃棄物 処理量 (t/3.0年)
八幡浜市・西予市・伊方町	八幡浜南環境センター	愛媛県八幡浜市若山9-40	18,947	84	1,895	5,685
		小計	**18,947**	**84**	**1,895**	**5,685**
その他県内	新居浜市清掃センター	愛媛県新居浜市観音原町122-1	37,572	201	3,757	11,271
	西条市道前クリーンセンター	愛媛県西条市小松町大頭甲1200	35,260	200	3,526	10,578
	四国中央市クリーンセンター	愛媛県四国中央市中之庄町1670-3	29,080	150	2,908	8,724
	今治クリーンセンター	愛媛県今治市町谷甲431	41,559	200	－	－
	大島クリーンセンター	愛媛県今治市宮窪町宮窪6533	1,428	14	－	－
	大三島クリーンセンター	愛媛県今治市大三島町宮浦1805	848	11	－	－
	伯方クリーンセンター	愛媛県今治市伯方町木浦甲2291	1,929	11	－	－
	上島クリーンセンター	愛媛県越智郡上島町弓削大谷88	2,034	9	－	－
	松山市西クリーンセンター	愛媛県松山市大可賀3-525-6	96,025	420	9,603	28,809
	松山市南クリーンセンター	愛媛県松山市市坪西町1000-1	33,968	300	3,397	10,191
	東温市クリーンセンター	愛媛県東温市山之内甲662	5,260	22	－	－
	伊予地区清掃センター	愛媛県伊予市三秋1433	16,294	80	－	－
	美化センター	愛媛県伊予郡砥部町川井566-2	4,701	23	－	－
	大洲市環境センター	愛媛県大洲市八多喜町乙1263	13,083	90	1,308	3,924
	内子町クリーンセンター	愛媛県喜多郡内子町五百木297	4,741	21	－	－
	宇和島市環境センター	愛媛県宇和島市祝森乙266-4	21,495	120	－	－
	愛南町環境衛生センター	愛媛県南宇和郡愛南町大浜1-26	6,099	38	－	－
	宇和島地区広域事務組合鬼北環境	愛媛県北宇和郡鬼北町畑屋1742	4,647	25	－	－
		小計	**356,023**	**1,935**	**24,499**	**73,497**
		県　計	**374,970**	**2,019**	**26,394**	**79,182**

【粗大ごみ処理施設(参考)】

	施　設　名	施設住所	年間処理量 (t/年度)	処理能力 (t/日)	資源回収量 (t/年度)
八幡浜市・西予市・伊方町	なし				
		小計	**0**	**0**	
その他県内	新居浜市清掃センター	愛媛県新居浜市観音原町122−1	2,695	40	612
	西条市道前クリーンセンター	愛媛県西条市小松町大頭甲1200	4,353	30	1,197
	四国中央市クリーンセンター	愛媛県四国中央市中之庄町浜之前1670番地3	2,692	20	669
	今治クリーンセンター	愛媛県今治市町谷甲431	5,716	40	649
	松山市西クリーンセンター	愛媛県松山市大可賀3丁目525−6	26	5	－
	松山市南クリーンセンター	愛媛県松山市市坪西町1000番地1	4,472	90	1,089
	伊予地区清掃センター	愛媛県伊予市三秋1433番地	200	10	0
	宇和島市環境センター	愛媛県宇和島市祝森乙266−4	209	30	0
	愛南町環境衛生センター	愛媛県南宇和郡愛南町大浜1−26	194	12	0
	宇和島地区広域事務組合鬼北環境センター	愛媛県北宇和郡鬼北町畑屋1742	11	5	－
		小計	**20,568**	**282**	
		県　計	**20,568**	**282**	

【し尿処理施設(参考)】

	施　設　名	施設住所	年間処理量 (kl/年度)	処理能力 (kl/日)
八幡浜市・西予市・伊方町	西予市衛生センター	愛媛県西予市宇和町稲生163	－	45
	八幡浜地区施設事務組合一楽園	愛媛県八幡浜市保内町喜木1−5−2	13,253	52
		小計	**13,253**	**97**
その他県内	新居浜市衛生センター	愛媛県新居浜市 阿島2丁目20−5	34,333	140
	西条市ひうちクリーンセンター	愛媛県西条市氷見戊75	25,321	180
	四国中央市アイクリーン	愛媛県四国中央市川之江町4086−1	7,518	35
	四国中央市エコトピアひうち	愛媛県四国中央市土居津根4249−2	9,978	33
	今治衛生センター	愛媛県今治市天保山町1丁目2−1	－	80
	久万高原町環境衛生センター	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙3177	4,080	25
	松山衛生事務組合立浄化センター	愛媛県松山市北吉田町77−31	101,196	250
	松山衛生事務組合立浄化センター	愛媛県松山市北吉田町77−31	40,479	100
	伊予市松前町共立衛生組合塩美園	愛媛県伊予郡松前町筒井1795−10	21,836	68
	大洲・喜多衛生事務組合し尿処理施設清流園	愛媛県大洲市米津乙1−2	26,416	100
	汚泥再生処理センター	愛媛県宇和島市坂下津乙69−1	－	220
		小計	**271,157**	**1,231**
		県　計	**284,410**	**1,328**

【一般廃棄物最終処分場】

	施 設 名	施設住所	埋立容量 (㎥/年度)	残余容量 (㎥)	災害廃棄物 処理量 (t)	災害廃棄物 処理量 (t)
八幡浜市・西予市・伊方町	八幡浜市一般廃棄物最終処分場	愛媛県八幡浜市保内町喜木津1-38	342	647	-	-
	伊方町一般廃棄物最終処分場	愛媛県西宇和郡伊方町九町2-212	1,313	18,387	394	1,182
		小計	**1,655**	**19,034**	**394**	**1,182**
その他県内	新居浜市最終処分場(菊本)	愛媛県新居浜市菊本町2-817-2地先	965	356,308	-	-
	西条市船屋一般廃棄物最終処分場	愛媛県西条市船屋乙16	5	40	-	-
	西条市東予一般廃棄物最終処分場	愛媛県西条市船屋乙16	1,356	14,690	-	-
	西条市丹原一般廃棄物最終処分場	愛媛県西条市河之内甲32-1	79	11,772	-	-
	西条市東部一般廃棄物最終処分場	愛媛県西条市船屋甲1番地1	4,255	57,881	1,277	3,831
	波方一般廃棄物最終処分場	愛媛県今治市波方町小部乙2	1,453	36,722	-	-
	大島一般廃棄物最終処分場(泊)	愛媛県今治市吉海町泊102	200	48,187	-	-
	佐島不燃物処理地	愛媛県越智郡上島町弓削佐島	40	1,741	-	-
	生名不燃物処理地	愛媛県越智郡上島町生名	0	242	-	-
	先田名後最終処分場	愛媛県越智郡上島町岩城	125	4,849	-	-
	松山市横谷埋立センター	愛媛県松山市食場町乙6番地1	5,008	417,391	1,502	4,506
	松山市大西谷埋立センター	愛媛県松山市大西谷乙129番地	2,513	56,608	754	2,262
	千里埋立処分場	愛媛県伊予郡砥部町川登3558-1	783	18,997	-	-
	大洲市不燃物埋立地	愛媛県大洲市長谷30	255	68,073	77	231
	宇和島市廃棄物最終処分場	愛媛県宇和島市保田甲576-4	2,200	44,900	-	-
	三間町是能不燃物処理場	愛媛県宇和島市三間町是能1486-2	310	1,980	-	-
	松野町一般廃棄物最終処分場	愛媛県北宇和郡松野町延野々	163	837	-	-
	清水最終処分場	愛媛県北宇和郡鬼北町清水1319	948	5,539	-	-
	愛南町環境衛生センター	愛媛県南宇和郡愛南町大浜1-26	1,391	31,740	-	-
		小計	**22,049**	**1,178,497**	**3,610**	**10,830**
		県 計	**23,704**	**1,197,531**	**4,004**	**12,012**

※単位換算率(t/㎥):1.5

イ （民間）産業廃棄物処理施設

【焼却施設】

	施 設 名	施設住所	処理能力等						
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率 50% ×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）
3市町	1	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	2	愛媛県	1.2	×	840	×	20%	＝	202
	3	愛媛県	13.008	×	840	×	20%	＝	2,185
								小計	**2,387**
その他県内	4	愛媛県	0.1	×	840	×	20%	＝	17
	5	愛媛県	49.9	×	840	×	20%	＝	8,383
	6	愛媛県	12.48	×	840	×	20%	＝	2,097
	7	愛媛県	242.7	×	840	×	20%	＝	40,774
	8	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	9	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	10	愛媛県	13.2	×	840	×	20%	＝	2,218
	11	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	12	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	13	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	14	愛媛県	2.9	×	840	×	20%	＝	487
	15	愛媛県	1.2	×	840	×	20%	＝	202
	16	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	17	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	18	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
	19	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	20	愛媛県	3.6	×	840	×	20%	＝	605
	21	愛媛県	27.1	×	840	×	20%	＝	4,553
	22	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	23	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	24	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	25	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	26	愛媛県	40.8	×	840	×	20%	＝	6,854
	27	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	28	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
								小計	**106,510**
								県 計	**108,897**

【破砕施設（木くず）】

	施設名	施設住所	処理能力等						
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率 50% ×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）
3市町	1	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	2	愛媛県	3.2	×	840	×	20%	＝	538
	3	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	4	愛媛県	4	×	840	×	20%	＝	672
	5	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	6	愛媛県	25	×	840	×	20%	＝	4,200
	7	愛媛県	443	×	840	×	20%	＝	74,424
								小計	**79,834**
その他県内	8	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	9	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	10	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	11	愛媛県	4	×	840	×	20%	＝	672
	12	愛媛県	17	×	840	×	20%	＝	2,856
	13	愛媛県	8	×	840	×	20%	＝	1,344
	14	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	15	愛媛県	3	×	840	×	20%	＝	504
	16	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	17	愛媛県	6	×	840	×	20%	＝	1,008
	18	愛媛県	80	×	840	×	20%	＝	13,440
	19	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	20	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	21	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	22	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	23	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	24	愛媛県	27.4	×	840	×	20%	＝	4,603
	25	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	26	愛媛県	800	×	840	×	20%	＝	134,400
	27	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	28	愛媛県	392	×	840	×	20%	＝	65,856
	29	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	30	愛媛県	4	×	840	×	20%	＝	672
	31	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	32	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	33	愛媛県	5	×	840	×	20%	＝	840
	34	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	35	愛媛県	25.0	×	840	×	20%	＝	4,200
	36	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	37	愛媛県	896	×	840	×	20%	＝	150,528
	38	愛媛県	4.4	×	840	×	20%	＝	739
	39	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	40	愛媛県	1788	×	840	×	20%	＝	300,384
	41	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	42	愛媛県	196.8	×	840	×	20%	＝	33,062
	43	愛媛県	480	×	840	×	20%	＝	80,640
	44	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	45	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	46	愛媛県	160	×	840	×	20%	＝	26,880
	47	愛媛県	1	×	840	×	20%	＝	168
	48	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	49	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	50	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	51	愛媛県	4.4	×	840	×	20%	＝	739
	52	愛媛県	40.8	×	840	×	20%	＝	6,854
	53	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	54	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	55	愛媛県	800	×	840	×	20%	＝	134,400
	56	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	57	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	58	愛媛県	1201	×	840	×	20%	＝	201,768
	59	愛媛県	1201	×	840	×	20%	＝	201,768
	60	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	61	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	62	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
								小計	**1,435,357**
								県　計	**1,515,191**

【破砕施設（がれき類）】①

	施設名	施設住所	処理能力等						
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率50%×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）
3市町	1	愛媛県	600	×	840	×	20%	＝	100,800
	2	愛媛県	320	×	840	×	20%	＝	53,760
	3	愛媛県	600	×	840	×	20%	＝	100,800
	4	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	5	愛媛県	320	×	840	×	20%	＝	53,760
	6	愛媛県	160	×	840	×	20%	＝	26,880
	7	愛媛県	264	×	840	×	20%	＝	44,352
	8	愛媛県	2,480	×	840	×	20%	＝	416,640
	9	愛媛県	680	×	840	×	20%	＝	114,240
	10	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
								小計	951,552

【破砕施設（がれき類）】②

	施設名	施設住所	処理能力等						
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率50%×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）
その他県内	1	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	2	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	3	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	4	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	5	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	6	愛媛県	2,200	×	840	×	20%	＝	369,600
	7	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	8	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	9	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	10	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	11	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	12	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	13	愛媛県	804	×	840	×	20%	＝	135,072
	14	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	15	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	16	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	17	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	18	愛媛県	320	×	840	×	20%	＝	53,760
	19	愛媛県	133	×	840	×	20%	＝	22,344
	20	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	21	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
	22	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	23	愛媛県	1400	×	840	×	20%	＝	235,200
	24	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	25	愛媛県	213	×	840	×	20%	＝	35,784
	26	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
	27	愛媛県	3544	×	840	×	20%	＝	595,392
	28	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	29	愛媛県	400	×	840	×	20%	＝	67,200
	30	愛媛県	800	×	840	×	20%	＝	134,400
	31	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	32	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	33	愛媛県	576	×	840	×	20%	＝	96,768
	34	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	35	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	36	愛媛県	400	×	840	×	20%	＝	67,200
	37	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	38	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	39	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
	40	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	41	愛媛県	30	×	840	×	20%	＝	5,040
	42	愛媛県	160	×	840	×	20%	＝	26,880
	43	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	44	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	45	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0

【破砕施設（がれき類）】③

	46	愛媛県	896	×	840	×	20%	＝	150,528
	47	愛媛県	2160	×	840	×	20%	＝	362,880
	48	愛媛県	336	×	840	×	20%	＝	56,448
	49	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	50	愛媛県	4080	×	840	×	20%	＝	685,440
	51	愛媛県	852	×	840	×	20%	＝	143,136
	52	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	53	愛媛県	387	×	840	×	20%	＝	65,016
	54	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	55	愛媛県	1400	×	840	×	20%	＝	235,200
	56	愛媛県	520	×	840	×	20%	＝	87,360
	57	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	58	愛媛県	200	×	840	×	20%	＝	33,600
	59	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	60	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	61	愛媛県	464	×	840	×	20%	＝	77,952
	62	愛媛県	160	×	840	×	20%	＝	26,880
	63	愛媛県	600	×	840	×	20%	＝	100,800
	64	愛媛県	1	×	840	×	20%	＝	168
	65	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
その他県内	66	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	67	愛媛県	840	×	840	×	20%	＝	141,120
	68	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	69	愛媛県	3.8	×	840	×	20%	＝	638
	70	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	71	愛媛県	2560	×	840	×	20%	＝	430,080
	72	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	73	愛媛県	160	×	840	×	20%	＝	26,880
	74	愛媛県	1280	×	840	×	20%	＝	215,040
	75	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	76	愛媛県	360	×	840	×	20%	＝	60,480
	77	愛媛県	1600	×	840	×	20%	＝	268,800
	78	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	79	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	80	愛媛県	240	×	840	×	20%	＝	40,320
	81	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	82	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	83	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	84	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
								小計	5,219,054
								県　計	6,170,606

【圧縮施設（金属くず）】

	施設名	施設住所	処理能力等						
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率 50% ×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）
3市町	1	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	2	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	3	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	4	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	5	愛媛県	80	×	840	×	20%	＝	13,440
								小計	13,440
その他県内	6	愛媛県	17	×	840	×	20%	＝	2,856
	7	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	8	愛媛県	84	×	840	×	20%	＝	14,112
	9	愛媛県	84	×	840	×	20%	＝	14,112
	10	愛媛県	117.5	×	840	×	20%	＝	19,740
	11	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	12	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	13	愛媛県	40	×	840	×	20%	＝	6,720
	14	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	15	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	16	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	17	愛媛県	264	×	840	×	20%	＝	44,352
	18	愛媛県	2	×	840	×	20%	＝	336
	19	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	20	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	21	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	22	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	23	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	24	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	25	愛媛県	1.6	×	840	×	20%	＝	269
	26	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	27	愛媛県	0	×	840	×	20%	＝	0
	28	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	29	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	30	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	31	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	32	愛媛県	2	×	840	×	20%	＝	336
	33	愛媛県	48	×	840	×	20%	＝	8,064
	34	愛媛県	61	×	840	×	20%	＝	10,248
	35	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	36	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	37	愛媛県	277	×	840	×	20%	＝	46,536
	38	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	39	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	40	愛媛県	132	×	840	×	20%	＝	22,176
	41	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	42	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	43	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	44	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	45	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	46	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	47	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	48	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	49	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	50	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	51	愛媛県	1	×	840	×	20%	＝	168
	52	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
	53	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0
								小計	190,025
								県　計	203,465

【破砕・選別、固化（汚泥）施設】

※固化施設の処理能力を処理可能量として推計する。

	施設名	施設住所	処理能力等							処分方法
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率 50% ×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）	
3市町	なし									
								小計	0	
その他県内	1	愛媛県								破砕
		愛媛県								選別
		愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
		愛媛県								破砕
		愛媛県								破砕
	2	愛媛県	112	×	840	×	20%	＝	18,816	造粒固化
		愛媛県	80	×	840	×	20%	＝	13,440	造粒固化
		愛媛県								破砕
		愛媛県								破砕
	3	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
		愛媛県								破砕
		愛媛県								破砕
	4	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	固化
		愛媛県								破砕
	5	愛媛県	25	×	840	×	20%	＝	4,200	固化
		愛媛県								破砕
	6	愛媛県								破砕
			210	×	840	×	20%	＝	35,280	固化破砕
			80	×	840	×	20%	＝	13,440	固化破砕
								小計	85,176	
								県 計	85,176	

※単位換算率（t/㎥）：1.0

【造粒固化施設（燃え殻、ばいじん）】

	施設名	施設住所	処理能力等							処分方法
			処理能力（t/日）		稼働日数（日）		施設稼働率 50% ×協力率40%		処理可能量（t/3.0年）	
3市町	なし									
								小計	0	
その他県内	1	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
	2	愛媛県	163	×	840	×	20%	＝	27,384	造粒固化
	3	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
	4	愛媛県		×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
	5	愛媛県	270	×	840	×	20%	＝	45,360	造粒固化
	6	愛媛県	0	×	840	×	20%	＝	0	造粒固化
	7	愛媛県	128	×	840	×	20%	＝	21,504	造粒固化
								小計	94,248	
								県 計	94,248	

※単位換算率（t/㎥）：1.0

【産業廃棄物最終処分場】

	施 設 名	施設住所	処理能力等				
			計画容量（㎥）	残余容量（㎥）	推定埋立容量（㎥/年）	協力率	処理可能量（t/3.0年）
3市町	1	愛媛県	79,000				
	2	愛媛県					
	3	愛媛県		643			
						小計	0
その他県内	4	愛媛県	696,744	170,000			
	5	愛媛県		168,000			
	6	愛媛県	130,786	38,200	3,858	40%	6,944
	7	愛媛県					
	8	愛媛県					
	9	愛媛県					
	10	愛媛県					
	11	愛媛県					
	12	愛媛県		607,542			
	13	愛媛県	430,793				
	14	愛媛県		26,600			
	15	愛媛県					
	16	愛媛県					
	17	愛媛県		25,000			
	18	愛媛県					
	19	愛媛県	208,011				
	20	愛媛県					
	21	愛媛県					
	22	愛媛県					
	23	愛媛県		221,114			
	24	愛媛県	1,184,000	202,000	81,833	40%	147,299
	25	愛媛県	69,107				
	26	愛媛県					
	27	愛媛県					
	28	愛媛県					
	29	愛媛県					
						小計	154,243
						県 計	154,243

※単位換算率(t/㎥):1.5

(2) 県外処理施設一覧

ア 産業廃棄物中間処理施設

【焼却・溶融施設】

都道府県名	施設名	処理能力等							出典
		焼却または溶融（t/日）		稼働日数（日）		分担率		処理可能量（t/3.0年）	
北海道	早来工営㈱札幌工場	120	×	840	×	20%	＝	20,160	（一社）日本災害対応システムズ
秋田県	エコシステム秋田	497	×	840	×	20%	＝	83,496	（一社）日本災害対応システムズ
秋田県	エコシステム小坂	203	×	840	×	20%	＝	34,104	（一社）日本災害対応システムズ
埼玉県	オリックス資源循環㈱	450	×	840	×	20%	＝	75,600	（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	エコシステム千葉	840	×	840	×	20%	＝	141,120	（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	三友プラントサービス㈱千葉工場	120	×	840	×	20%	＝	20,160	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	横浜エコクリーン	200	×	840	×	20%	＝	33,600	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	川崎エコクリーン	220	×	840	×	20%	＝	36,960	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	三友プラントサービス㈱横浜工場	21	×	840	×	20%	＝	3,528	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	三友プラントサービス㈱第一工場	49	×	840	×	20%	＝	8,232	（一社）日本災害対応システムズ
富山県	㈱富山環境整備	144	×	840	×	20%	＝	24,192	（一社）日本災害対応システムズ
三重県	三重中央開発	1,378	×	840	×	20%	＝	231,504	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	和泉リサイクルセンター	60	×	840	×	20%	＝	10,080	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	GE	249	×	840	×	20%	＝	41,832	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	DINS堺	86	×	840	×	20%	＝	14,448	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	クリーンステージ	95	×	840	×	20%	＝	15,960	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	早来工営㈱大阪工場	127	×	840	×	20%	＝	21,336	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	西宮リサイクルセンター	50	×	840	×	20%	＝	8,400	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	三木リサイクルセンター	150	×	840	×	20%	＝	25,200	（一社）日本災害対応システムズ
岡山県	エコシステム山陽	720	×	840	×	20%	＝	120,960	（一社）日本災害対応システムズ
岡山県	エコシステム岡山	260	×	840	×	20%	＝	43,680	（一社）日本災害対応システムズ
広島県	福山焼却炉	85	×	840	×	20%	＝	14,280	（一社）日本災害対応システムズ
鳥取県	潮見工場	96	×	840	×	20%	＝	16,128	（一社）日本災害対応システムズ
鳥取県	ウェストバイオマス工場	140	×	840	×	20%	＝	23,520	（一社）日本災害対応システムズ
鳥取県	江島工場	77	×	840	×	20%	＝	12,936	（一社）日本災害対応システムズ
福岡県	光和精鉱	550	×	840	×	20%	＝	92,400	（一社）日本災害対応システムズ
							合計	1,173,816	

【破砕施設（木くず・がれき類）】

都道府県名	施設名	処理能力等							出典
		処理能力（t/日）		稼働日数（日）		分担率		処理可能量（t/3.0年）	
北海道	早来工営㈱札幌工場	2	×	840	×	20%	＝	336	（一社）日本災害対応システムズ
宮城県	仙台環境開発㈱	84	×	840	×	20%	＝	14,112	（一社）日本災害対応システムズ
宮城県	新港リサイクル㈱	58	×	840	×	20%	＝	9,744	（一社）日本災害対応システムズ
秋田県	エコシステム秋田	227	×	840	×	20%	＝	38,136	（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	エコシステム千葉	560	×	840	×	20%	＝	94,080	（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	四街道リサイクルセンター	400	×	840	×	20%	＝	67,200	（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	三友プラントサービス㈱千葉工場	45	×	840	×	20%	＝	7,560	（一社）日本災害対応システムズ
東京都	東京リサイクルセンター	4463	×	840	×	20%	＝	749,784	（一社）日本災害対応システムズ
東京都	メジャーヴィーナス・ジャパン㈱	1331	×	840	×	20%	＝	223,608	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	川崎リサイクルセンター	2913	×	840	×	20%	＝	489,384	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	㈱池田商店	972	×	840	×	20%	＝	163,296	（一社）日本災害対応システムズ
神奈川県	金沢リサイクル工場	7	×	840	×	20%	＝	1,176	（一社）日本災害対応システムズ
石川県	北陸環境サービス	32	×	840	×	20%	＝	5,376	（一社）日本災害対応システムズ
長野県	㈱信州タケエイ	1403	×	840	×	20%	＝	235,704	（一社）日本災害対応システムズ
静岡県	㈱タケエイメタル	546	×	840	×	20%	＝	91,728	（一社）日本災害対応システムズ
愛知県	グリーンアローズ中部	543	×	840	×	20%	＝	91,224	（一社）日本災害対応システムズ
三重県	三重中央開発	1227	×	840	×	20%	＝	206,136	（一社）日本災害対応システムズ
京都府	京都リサイクルセンター	938	×	840	×	20%	＝	157,584	（一社）日本災害対応システムズ
京都府	㈱近畿環境開発	1356	×	840	×	20%	＝	227,808	（一社）日本災害対応システムズ
京都府	㈲エコプロ	5	×	840	×	20%	＝	840	（一社）日本災害対応システムズ
京都府	㈲プラテック	26	×	840	×	20%	＝	4,368	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	和泉リサイクルセンター	913	×	840	×	20%	＝	153,384	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	GE	321	×	840	×	20%	＝	53,928	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	DINS堺	3171	×	840	×	20%	＝	532,728	（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	泉州建廃	880	×	840	×	20%	＝	147,840	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	六甲リサイクルセンター	426	×	840	×	20%	＝	71,568	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	西宮リサイクルセンター	265	×	840	×	20%	＝	44,520	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	三木リサイクルセンター	12418	×	840	×	20%	＝	2,086,224	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	尼崎リサイクルセンター	169	×	840	×	20%	＝	28,392	（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	㈱神戸ポートリサイクル	445	×	840	×	20%	＝	74,760	（一社）日本災害対応システムズ
和歌山県	粉河リサイクルセンター	234	×	840	×	20%	＝	39,312	（一社）日本災害対応システムズ
和歌山県	御坊リサイクルセンター	337	×	840	×	20%	＝	56,616	（一社）日本災害対応システムズ
岡山県	エコシステム山陽	3	×	840	×	20%	＝	504	（一社）日本災害対応システムズ
鳥取県	昭和工場	168	×	840	×	20%	＝	28,224	（一社）日本災害対応システムズ
鳥取県	江島工場	390	×	840	×	20%	＝	65,520	（一社）日本災害対応システムズ
福岡県	グリーンアローズ九州	210	×	840	×	20%	＝	35,280	（一社）日本災害対応システムズ
							合計	6,297,984	

【圧縮施設（金属くず）】

都道府県名	施設名	処理能力等							出典
		処理能力（t/日）		稼働日数（日）		分担率		処理可能量（t/3.0年）	
山形県	1	3.7	×	840	×	20%	＝	622	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
群馬県	2	80	×	840	×	20%	＝	13,440	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
群馬県	3	107.6	×	840	×	20%	＝	18,077	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
埼玉県	4	10.3	×	840	×	20%	＝	1,730	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
埼玉県	5	50.6	×	840	×	20%	＝	8,501	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
埼玉県	6	11.2	×	840	×	20%	＝	1,882	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
埼玉県	7	65.1	×	840	×	20%	＝	10,937	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
埼玉県	8	3.6	×	840	×	20%	＝	605	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
千葉県	9	48	×	840	×	20%	＝	8,064	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
千葉県	10	27	×	840	×	20%	＝	4,536	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
千葉県	11	59.9	×	840	×	20%	＝	10,063	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
千葉県	12	118.6	×	840	×	20%	＝	19,925	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
東京都	13	2009	×	840	×	20%	＝	337,512	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
東京都	14	61	×	840	×	20%	＝	10,248	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
東京都	15	36.8	×	840	×	20%	＝	6,182	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
東京都	16	91.6	×	840	×	20%	＝	15,389	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
神奈川県	17	10.8	×	840	×	20%	＝	1,814	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
神奈川県	18	19.6	×	840	×	20%	＝	3,293	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
新潟県	19	174.4	×	840	×	20%	＝	29,299	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
石川県	20	184	×	840	×	20%	＝	30,912	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
長野県	21	57.6	×	840	×	20%	＝	9,677	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
長野県	22	478.8	×	840	×	20%	＝	80,438	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
岐阜県	23	285	×	840	×	20%	＝	47,880	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
静岡県	24	84.8	×	840	×	20%	＝	14,246	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
静岡県	25	238.3	×	840	×	20%	＝	40,034	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
愛知県	26	10.3	×	840	×	20%	＝	1,730	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
愛知県	27	19.2	×	840	×	20%	＝	3,226	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
三重県	28	2.1	×	840	×	20%	＝	353	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
兵庫県	29	54.2	×	840	×	20%	＝	9,106	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
兵庫県	30	461	×	840	×	20%	＝	77,448	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
兵庫県	31	2578.7	×	840	×	20%	＝	433,222	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
奈良県	32	7.3	×	840	×	20%	＝	1,226	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
島根県	33	88	×	840	×	20%	＝	14,784	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
広島県	34	62	×	840	×	20%	＝	10,416	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
広島県	35	2.3	×	840	×	20%	＝	386	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
福岡県	36	113.3	×	840	×	20%	＝	19,034	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
長崎県	37	1.9	×	840	×	20%	＝	319	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
長崎県	38	24.2	×	840	×	20%	＝	4,066	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
鹿児島県	39	202.4	×	840	×	20%	＝	34,003	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
							合計	1,334,625	

※単位換算率（t/㎥）：1.0

【破砕・選別、造粒固化（汚泥）施設】

※固化施設の処理能力を処理可能量として推計する。

都道府県名	施設名	処理能力等							処分方法	出典
		処理能力（t/日）		稼働日数（日）		分担率		処理可能量（t/3.0年）		
東京都	1								破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		2880	×	840	×	20%	＝	483,840	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
									破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		480	×	840	×	20%	＝	80,640	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
愛知県	2								破砕・選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		62.5	×	840	×	20%	＝	10,500	混練固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
愛知県	3								選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		120	×	840	×	20%	＝	20,160	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
三重県	4								破砕・分級	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		800	×	840	×	20%	＝	134,400	混練固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
兵庫県	5								破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		460.8	×	840	×	20%	＝	77,414	汚泥固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
鳥取県	6	1.6	×	840	×	20%	＝	269	混練固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
島根県									破砕・選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
島根県	7								選別・圧縮	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		120	×	840	×	20%	＝	20,160	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
広島県	8								破砕・選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		214	×	840	×	20%	＝	35,952	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
広島県	9								破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		50	×	840	×	20%	＝	8,400	汚泥固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
香川県	10								破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
									選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		48	×	840	×	20%	＝	8,064	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
福岡県	11								選別	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		126	×	840	×	20%	＝	21,168	コンクリート固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
大分県	12								破砕	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		240	×	840	×	20%	＝	40,320	汚泥固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
長崎県	13								選別・圧縮	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
		120	×	840	×	20%	＝	20,160	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
							合計	961,447		

※単位換算率（t/㎥）：1.0

【造粒固化（燃え殻、ばいじん）施設】

都道府県名	施設名	処理能力等							処分方法	出典
		処理能力（t/日）		稼働日数（日）		分担率		処理可能量（t/3.0年）		
香川県	1	96	×	840	×	20%	＝	16,128	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
福岡県	2	99.2	×	840	×	20%	＝	16,666	造粒固化	産廃情報ネット　災害廃棄物処理事業者検索システム
							合計	32,794		

イ　産業廃棄物最終処分場

都道府県名	施設名	処理能力				処理可能量（t/3.0年）	出典
		計画容量（千㎥）	残余容量（㎥）	推定埋立容量（㎥/年）	分担率		
北海道	早来工営㈱早来支店	1,040			20%		（一社）日本災害対応システムズ
宮城県	仙台環境開発㈱	3,211			20%		（一社）日本災害対応システムズ
秋田県	グリーンフィル小坂	2,700			20%		（一社）日本災害対応システムズ
秋田県	エコシステム花岡	1,958			20%		（一社）日本災害対応システムズ
山形県	ジークライト㈱	4,120			20%		（一社）日本災害対応システムズ
千葉県	大木戸最終処分場	1,087			20%		（一社）日本災害対応システムズ
富山県	㈱富山環境整備	8,973			20%		（一社）日本災害対応システムズ
石川県	北陸環境サービス	704			20%		（一社）日本災害対応システムズ
山梨県	㈱タケエイグリーンリサイクル	121			20%		（一社）日本災害対応システムズ
三重県	三重中央開発	6,166			20%		（一社）日本災害対応システムズ
京都府	京都リサイクルセンター	1,285			20%		（一社）日本災害対応システムズ
京都府	㈱近畿環境開発	86			20%		（一社）日本災害対応システムズ
大阪府	和泉リサイクルセンター	832			20%		（一社）日本災害対応システムズ
兵庫県	三木リサイクルセンター	8,038			20%		（一社）日本災害対応システムズ
和歌山県	御坊リサイクルセンター	1,375			20%		（一社）日本災害対応システムズ
					合計	0	

(3)　再生資材の活用に関する環境省通知

環廃対発第 120525001 号
環廃産発第 120525001 号
平成２４年５月２５日

（別記）関係県・政令市廃棄物行政主管部（局）長　殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、東日本大震災では津波等により大量の災害廃棄物が発生しており、被災地の復旧復興にむけて、その迅速な処理を進め、かつ、生活環境保全上の支障を防止するためには、可能な限り再生利用を進める必要がある。

これを受け、復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。また、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１　復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取扱い

東日本大震災により発生した津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れ

んがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材のうち、以下の要件を全て満たすことを、一般廃棄物由来のものにあっては市町村、産業廃棄物由来のものにあっては県（政令で定める市にあっては、市）（以下「県市等」という。）が確認したものについては、廃棄物に該当しないものである。なお、その他の災害廃棄物由来の再生資材が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、「行政処分の指針」（平成 17 年８月 12 日環廃産発第 050812003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第一などを踏まえ、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること。

① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。
③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。
④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。
⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等の構造物が求める品質を満たしていること。
⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

なお、上記の①～⑥の詳細等については別紙１に、また、津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材のうち上記の要件を全て満たしていることを県市等が確認し廃棄物に該当しないと判断されたものの活用例は別紙２に示すとおりであることから、参考とされたい。

2　留意事項

本通知は、東日本大震災において津波等の被害により大量の災害廃棄物が発生しており、その迅速な処理を進めるためには可能な限り再生利用を進めることが必要であること、迅速な処理の実施が、ひいては災害廃棄物による生活環境保全上の支障の防止につながることに鑑み、復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材についての取扱いを明確化するものである。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、そのため、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。

そして、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、過去例を見ないほどの大量の災害廃棄物が一度に発生した結果、津波堆積物や瓦くず等通常であれば最終処分場に埋立処分され得るものについても、可能な限り再生利用を進める必要がある。津波堆積物や瓦くず等は、インフラ復旧等の復旧復興のための公共工事の資材として再生利用することが考えられるが、これらの物を再生したものについて、製品としての市場の形成や占有者と相手方の間での有償譲渡は、現状では生じにくい状況にある。

この点、復旧復興のための公共工事の場合は、その実施主体が公的主体であることから東日本大震災により発生した災害廃棄物由来の再生資材について責任を持って適正に活用することが可能であり、かつ、東日本大震災からの復旧復興の基盤となる公共工事に活用される再生資材を迅速かつ安定的に確保することは、東日本大震災からの復旧復興に資すると確実に認められるものである。

このため、これらを総合的に勘案し、復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材の一部については、その廃棄物該当性の判断に当たり、製品市場の形成及び有償譲渡の実績が認められない場合であっても、各種判断要素の具体的な基準として、一定の要件に適合することが確認された場合には、廃棄物には該当しないものであることを明確化することとした。

以上のことから、本通知は、あくまでも災害廃棄物由来の再生資材の一部を復旧復興のための公共工事に活用する場合に限定されるものであり、環境保全上の安全性の基準を緩和するものではなく、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意されたい。なお、諸要件を満たし廃棄物に該当しないとされた場合であっても、その後当該要件を満たしていないことが明らかになった場合においては、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に過ぎないのであって、廃棄物として厳正に対処されたい。

（別記）

県	政令市
青森県	仙台市
岩手県	千葉市
宮城県	新潟市
福島県	宇都宮市
茨城県	郡山市
栃木県	いわき市
千葉県	長野市
新潟県	船橋市
長野県	青森市
	盛岡市
	柏市

（別紙１）

復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって廃棄物に該当しないものの要件等

1　復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって廃棄物に該当しないものの要件

①　災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。

公共工事の資材として活用するために必要な程度に分別若しくは中間処理が行われたものであること又は「東日本大震災津波堆積物処理指針（平成 23 年７月 13 日、環境省）」の分類Ⅰに該当するものであることをいう。したがって、分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物であって「東日本大震災津波堆積物処理指針」の分類Ⅰに該当しないものや、分別又は中間処理を予定しているものの未だ当該分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物は、本要件を満たさないものである。

②　他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。

その物の性状が、盛土材や路盤材等の資材に適さない有害性を呈しているものに当たらないものであることをいう。具体的には、原則として、土壌汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添１）及び規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添２）を満たすこと並びに廃石膏ボード、石綿含有形成板等の異物が混入していないことが、当該物の搬出元の地方公共団体（一般廃棄物由来のものにあっては市町村、産業廃棄物由来のものにあっては県（政令で定める市にあっては、市）（以下「県市等」という。））の廃棄物担当部局において確認されたものであることをいう。

当該物が有害物質を含まないことの確認は、原則、当該物の性状がおおむね同一であると推定される単位（以下「調査単位」という。）に区分し、それぞれの調査単位ごとに実施する（例えば、物の発生場所及び種類によって調査単位を区分できるのであれば、発生場所及び種類ごとに実施する）ものとし、同一の性状の再生資材を継続して提供する場合など性状が明らかな場合には、発生過程等状況を勘案しながら確認することとする。また、異物の混入の有無は、目視により確認し、記録する。

なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性

がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が確認のための検査等に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

③　他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。

飛散流出のおそれがないこととは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）を用いる場合に、風雨による飛散流出がないよう、当該細粒分の上部にマルチング材や覆土等による覆いがあることをいう。

水質汚濁のおそれがないこととは、有害物質が溶出しないことをいう。具体的には、②同様、規則別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添１）を満たすことを、県市等において確認すること。

ガスの発生等のおそれがないこととは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）の一部に有機物が付着混入している場合に、当該有機物に対して十分に酸素が供給される状態であることや、発生するガスが地表に噴出しないよう十分な覆土がなされることをいう。

④　復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。

当該物を資材として活用する公共工事が確定しており、当該公共工事が復旧復興のためのものであることをいう。

⑤　④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていること。

構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていることとは、設計図書において求められる品質を満たしていることをいう。なお、不燃混合物の細粒分（ふるい下）等の一部にやむを得ず有機物が付着混入してしまった場合には、当該有機物の分解による影響を考慮して安全性等が検討されたものであることを確認すること。

⑥　④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

例えばしゅん工図書に、災害廃棄物由来の再生資材の種類・数量・用途・活

用場所等が記録されることをいう。

なお、保存されることとは、上記の事項がしゅん工図書に記録された場合は、当該しゅん工図書の保存期間中保存されることをいい、上記の事項がしゅん工図書以外の媒体に記録・保存される場合は、当該記録がしゅん工図書と同じ期間保存されることをいう。

2　その他

（1）　県市等は、１の①～⑥の確認に当たっては、確認を求める者に対し、確認の対象となる物の種類、量、分別又は中間処理が行われた場所、当該物が分別又は中間処理される前に災害廃棄物として仮置きされていた場所及び１の①～⑥を満たすことを示す書類の提出を求め、提出された書類に基づいて確認を行うこと。確認後には、確認を求めた者に対し、これらの確認結果及び以下の点を書面で通知すること。

① 県市等に提出した書類及び当該県市等から通知された確認結果の書面を保存すること。

② 確認結果を速やかに公共工事を行う者等に情報提供すること。

③ 廃棄物には該当しないことの確認を受けた再生資材を運搬する者が、当該運搬車両に確認結果の書面の写しを備え付けておくよう必要な措置を講ずること。また、公共工事の実施場所以外の場所に保管し、又は公共工事において実際に活用する際に、県市等の求めに応じ当該再生資材の管理者が確認結果の書面又はその写しを直ちに提示できるよう、必要な措置を講ずること。

また、当該物の放射性セシウム（Cs134 及び Cs137）の放射能濃度についても、当該物を提供する県市等の廃棄物担当部局において測定し、再生資材を活用する公共工事発注部局等へ情報を提供するよう求めること。なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が測定に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

（2）　１の①～⑥を満たすことを示す書類の例は以下のとおりであることから参考とされたい。

①について

・分別又は中間処理の方法を記載した書類

②について

・規則別表第三及び第四の要件　測定会社等が発行する検査証明書等

・異物の混入の有無　異物の混入の有無について１の②により記録した書面（必要に応じて写真を添付すること）

③について

・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書

④について

・当該物を資材として活用する公共工事の名称及び当該公共工事を行う場所を記載した書類

⑤について

・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書及び当該設計図書において求める品質を満たすことが確認できる書類

⑥について

・記録及び保存方法を記載した書類

（別紙２）

津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材の活用例等

1　津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材の活用例

○　津波堆積物、不燃混合物の細粒分（ふるい下）

・きょう雑物の除去又は洗浄による簡易な再生処理を行った後、盛土材として活用する。

○　ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）

・公共工事を行う者が定める盛土材としての品質を満たしているものを盛土材として活用する。

・粒度調整は用途に応じて行う。

※　他の災害廃棄物の再生利用への可能性については、技術的観点等を含め個別に検討することが適当。

2　再生資材の活用に当たっての留意点

災害廃棄物の再生利用については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成23年６月３日、原子力安全委員会）」の考え方を踏まえて整理された「福島県内の災害廃棄物の処理の方針（平成23年６月23日、環境省）」により、「市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（0.01mSv/年）以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていれば再生利用が可能」との考え方が示されている。さらに、「クリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を0.01mSv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能」との考え方が示されている。また、「管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について（平成23年12月27日、環境省）」において、被災地における管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方（※）が示されている。

復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に当たっては、これらの考え方や方針を踏まえながら、当該再生資材の個別の活用形態に応じて活用を図ることとする。なお、災害廃棄物由来の再生資材を活用する復旧復興

のための公共工事は、当該災害廃棄物が発生した県において実施されるものであることを基本とする。

※　管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方の概要と安全評価の結果は以下のとおり。

○　道路の路盤材等へ利用する場合、利用者・周辺居住者の被ばく線量が0.01mSv/年以下となるよう管理された状態で利用することは可能。

○　例えば、遮蔽効果を有する資材により地表面から 30cm の厚さを確保することで、およそ３千 Bq/kg 以下の再生資材を利用することが可能。

○　上層路盤材の厚さを変えた場合のシミュレーション評価の結果は表のとおり。

○　なお、これらの評価結果は、一定の道路構造を設定して実施したものであるが、それ以外の構造物に対する目安として活用することも差し支えない。

○　ただし、工事完了後適切に管理され、遮蔽された状態を維持する必要があるので、通常の補修等では交換されることのない資材として、公共事業における再生利用を基本とする。

表　評価結果

完成道路周辺居住者

解析ケース	No.	経路略称	評価点	上層路盤材厚さ＊ (m)	単位廃棄物中濃度あたりの年間被ばく線量 (mSv/y per Bq/g)			10μ Sv/y相当濃度 (Bq/g)		
					Cs-134	Cs-137	Cs(134+137)	Cs-134	Cs-137	Cs(134+137)
ケース2'-①	28	道路周辺居住者外部（子ども）	B	0.1	2.1E-02	8.5E-03	1.4E-02	4.8E-01	1.2E+00	7.1E-01
				0.2	5.7E-03	2.1E-03	3.7E-03	1.8E+00	4.8E+00	2.7E+00
				0.3	1.5E-03	5.2E-04	9.5E-04	6.8E+00	1.9E+01	1.1E+01
				0.4	3.9E-04	1.2E-04	2.4E-04	2.6E+01	8.0E+01	4.1E+01
ケース2'-②	28	道路周辺居住者外部（子ども）	B	0.2	5.8E-03	2.1E-03	3.7E-03	1.7E+00	4.8E+00	2.7E+00

ケース2'-①：道路・下層路盤材のみに再生資材を用い、上層路盤材の厚さを変化させたケース　　評価点B：道路端
ケース2'-②：道路・下層路盤材＆路床・路体に再生資材を用いたケース

＊上層路盤材の上に 0.1m の不透水性アスファルトが敷設されていると仮定

別添１

土壌汚染対策法施行規則別表第三

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液１リットルにつきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液１リットルにつき六価クロム 0.05mg 以下であること。
シマジン	検液１リットルにつき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液１リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１リットルにつき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液１リットルにつき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液１リットルにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液１リットルにつきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液１リットルにつき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１リットルにつき１mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液１リットルにつき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液１リットルにつき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液１リットルにつきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液１リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液１リットルにつきほう素１mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

別添２

土壌汚染対策法施行規則別表第四

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌１kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌１kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌１kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌１kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌１kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌１kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌１kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌１kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌１kgにつきほう素4,000mg以下であること。

4　意見交換会

(1)　第1回

ア　次第

平成28年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)
第 1 回 愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 地 域 意 見 交 換 会　次 第

日時：平成29年9月14日(木)　13：30～15：30
場所：八幡浜市役所　八幡浜庁舎5F 大会議室

1　開　会

2　環境省高松事務所挨拶

3　出席者紹介

4　事業の目的

5　議　事

(1)事業実施方針について

①　事業内容

②　各市町のごみ処理の現状と課題

(一般廃棄物処理の現状,災害廃棄物に係る問題点)

質疑

(2)検討事項について

①　災害廃棄物の発生量推計及び処理困難物の抽出について

質疑

②　適正な利活用の検討(処理・利活用)と仮置場の設置について

質疑

(3)その他(現地調査について,次回意見交換会日程調整,情報提供のお願い　等)

6　閉　会

【配付資料】

出席者名簿,配席図

資料1　　四国地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル事業について

(参考資料)　ごみ処理の現状と課題(各市町)

資料2　　業務計画書

資料3　　愛媛県災害廃棄物処理計画(抜粋)

資料4　　災害廃棄物発生量推計及び処理困難物抽出結果

資料5　　災害廃棄物の処理及び仮置場の連携イメージ

資料6　　その他事項(現地調査等について)

イ　出席者名簿

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)

第 1 回 愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 地 域 意 見 交 換 会　出席者名簿

区分	所　属		役 職	氏　名	備考
学識	愛媛大学大学院農学研究科・環境計測学研究室		准教授	高橋　真	
市町	八幡浜市	市民生活部　生活環境課	係 長	菊池　嘉隆	
			主 査	西野　翔	
	西予市	生活福祉部　環境衛生課	資源循環係長	髙岡　伸次	
			資源循環担当係 長	中村　篤史	
	伊方町	町民課　住民生活室	主 任	清家　茂洋	
		町民課	主 査	玉井　幸範	
		建設課	室 長	西内　敏勝	
		総務課	主 任	吉本　治	
県	愛媛県　県民環境部　循環型社会推進課		課 長	宇佐美　伸次	
			係 長	森原　眞五	
事業者	一般社団法人　えひめ産業廃棄物協会		専務理事	水口　定臣	
	一般社団法人　愛媛県建設業協会	八幡浜支部	事務局長	関野　聖臣	代理
		西予支部	事務局長	兵頭　清志	代理
事務局	環境省中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課		課長補佐	和家　秀格	
	環境省中国四国地方環境事務所　高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課		課長補佐	岡本　裕行	
			専門官	大谷　可奈子	
	中電技術コンサルタント株式会社		グループ長	佐伯　隆之	
			担当課長	乗越　　晃	
			主 任	山本　早百合	
			－	織田　恭平	

(順不同)

ウ　議事録

(1) 事業実施方針について

（事務局）

・　可燃ごみでは連携されているとのことだが，その他では何か連携されていることはあるか。

（八幡浜市）

・　可燃物以外で連携していることは，特にない。

（環境省）

・　過去の災害対応について教えていただきたい。

（八幡浜市）

・　H16 年に台風による高潮被害があり，現在の道の駅みなっと付近が床下浸水となった。
・　その時，川を流れてきたアシ類が堆積（50cm～1m）したが，ダンプ 1 日がかりで処理できる量であった。
・　南環境センターに運び，焼却処理した。
・　災害が頻発する地域ではなく，過去に大きな災害はない。

（西予市）

・　土砂災害が主であり，環境衛生課が対応するような事例はなかった。

（八幡浜市）

・　7～8 年前に，宇和海一体で赤潮が発生し大量の廃棄物が出た時に，環境センターに持ち込んだ記憶がある。

（伊方町）

・　処理に困るような災害はなかった。

（西予市）

・　今年 2 月に大規模な火災があった。
・　国の補助対象ではないが，補助に準じるという形で廃棄物処理を行った事例がある。
・　一般廃棄物の処理業者に委託した。

（事務局）

・　産業廃棄物協会と建設業協会で，災害に備えた取組，方針があれば教えていただきたい。

（産業廃棄物協会）

・　産業廃棄物協会は，県と災害時の協定を結んでいる。
・　それに基づいて，協会内で連絡体制の整備や資機材調査を行っている。その内容を市町にも提供していきたい。
・　今後，九州北部豪雨のように局所的な災害についても対応できるよう，市町と個別に協定を結びたいと考えている。

（事務局）

・　これまで，災害が発生した時に，市町と連携して対応した事例はあるか。

（産業廃棄物協会）

・　連携して処理したことはない。

・ H16 年に新居浜市で災害が発生した時には,建設業協会が新居浜市と協定を結んでいる関係で,廃棄物関連で協力応援を行った事例はある。

(建設業協会)

・ 建設業協会は大規模災害については,被害状況の調査,市街の搬入道路の啓開活動等に関して県や市町と協定を結んでいる(搬入道路については,道路管理者と協定を結んでいる)。
・ 災害廃棄物については,そこまで踏み込んで決めていない。
・ 家屋の解体については,協定に入っていない。

(愛媛県)

・ 県の災害廃棄物処理計画を,昨年 4 月に策定している。
・ 南海トラフ地震で発生する産業廃棄物については,発生後 3 年以内に処理することとなっており,産業廃棄物協会にアンケート調査を実施している。
・ 一次仮置場から二次仮置場へ運搬する場合,パッカー車ではなくダンプトラックを借りることができるような計画となっている。

(愛媛大学)

・ 担当者間,産官と民で情報を共有していくことが,モデル事業においては重要と考える。
・ 災害時は,通常の業務だけでは対応できない。全員が協力することが必要であり,情報共有と発災前からのコミュニケーションが重要となる。
・ 地域の特性として,水産関係の被害,特に衛生面の問題が顕在化する可能性がある。
・ 廃棄物には優先度があると思う。すぐに処理が必要なもの,取扱いに注意を要するもの,長期間でも大丈夫なものの整理が必要である。
・ 地域連携の中で具体的に検討していくことが必要と思う。
・ 地域特性として,運搬の問題が気になる。
・ 運搬路の使用が難しくなる場合が想定される。シミュレーションを実施し検討しておくことが必要である。
・ 場合によっては,陸路だけでなく海路を使うことも考えられる。
・ 船の上で廃棄物を処理できる研究も必要と考える。
・ 被害を受けた時に,どういう想定で動けるかのシミュレーションと,日常の訓練にまでつなげていくことが重要だと思う。

(2) 検討事項①について

(愛媛県)

・ みかん等は,収穫時期により状況が異なる。どのように想定しているのか。

(事務局)

・ 最大量を見込んで(収穫を見込んで)考えている。

(八幡浜市)

・ みかんの収穫時期は,10 月～12 月である。その後晩柑類の収穫となる。
・ 晩柑類は,山間部で栽培されるため津波の被害は少ないと考えられる。
・ もし秋に津波被害が発生した場合,集荷施設等は平地の低い場所にあるため,被害を受け

て災害廃棄物が発生する可能性がある。
・ 交通が分断すると,収穫物を出荷することができず,廃棄物となる。
・ また,農業従事者が避難を強いられた場合,収穫ができないため,その場合も廃棄物になると想定される。
・ よって,秋以前に災害が発生すると,1 月以降災害廃棄物が発生する可能性がある。

(事務局)
・ 過去の災害で,果樹の事例がない。果樹に関して,ポイントや今後の進め方等あれば意見を伺いたい。

(愛媛大学)
・ 果樹に関する検討は,過去にされていないと思う。
・ 運搬,流通関係が破壊されて使用できなくなった場合に,大量の廃棄物が発生するという観点は重要である。
・ どの地域でどれくらい発生するかを押さえておくことが重要と思う。
・ それをベースに,運搬できる場所,できない場所を整理する必要がある。

(事務局)
・ 発生する場所については,ある程度検討したうえで整理したい。

(西予市)
・ 畜産廃棄物については,畜産農家の私有地が利用できるのか。

(環境省)
・ 死亡獣畜は,化製場法で定められた場所でしか処分できない。
・ 東日本大震災の時は,用地が足りなかったため,新たに許可を取り埋立処分地を追加し処分した。
・ 受入可能先が示せるように検討していきたいので,処分できる場所について情報提供いただきたい。

(八幡浜市)
・ 水産関係の災害廃棄物についてお聞きしたい。養殖に関して,養殖筏が陸地に打ちあがった状態が災害廃棄物になるのは分かるが,養殖魚についてはどこまでが災害廃棄物になるのか。

(環境省)
・ 昨年,宇和島でモデル事業を行った。その例では,養殖している魚は大半が逃げるため,廃棄物になる可能性は低い。
・ ただし,倉庫に保管してある場合は,廃棄物になる。

(環境省)
・ 数年前の赤潮被害の状況を教えていただきたい。

(西予市)
・ 一部を南環境センターで焼却処分し,残りは埋立処理を行った。
・ 東日本大震災の時は,廃棄物が大量だったため海上投棄を行ったと聞いている。

(事務局)
・ 漁協を中心に,養殖筏や背後の加工場についてヒアリングし,過去の事例を参考にしなが

らこの地域の処理フローを作成していきたいと思う。

(2) 検討事項②について

(事務局)

・ 各市町で仮置場が融通できる場合は,受入可能か。阻害になるものはないか。

(西予市)

・ どの規模の災害かによるが,問題ないと思う。

・ ただ,事前に住民の理解を得ることが前提である。

・ 西予市は,3 市町の中で平地が最も多いが,その多くが農地のため,農地が候補となる。補助対象とならなければ,対応は難しい。

(環境省)

・ 仮置場の候補地として,どのような場所があるか教えていただきたい。

(伊方町)

・ 提供したリストの中に,仮設住宅予定地や県の避難物資の受入先と重複している場所があり,用地はより少ない状況である。

(八幡浜市)

・ 6 箇所の候補地の面積が,約 51,000m^2。

・ そのうちの 4 か所は防災拠点で,機能終了後は仮設住宅地の候補地となっているため,約 16,000m^2 である。

・ その他では,埋立地しか平地がない。

・ 他部署の確認は取れていないが,埋立地のうち,フェリーターミナル等港湾施設を除く 3 地区で約 52,000m^2,2021 年に完成する土捨場が約 30,000m^2,処理場が約 40,000m^2,保内の港湾施設が約 15,000m^2,合わせて約 140,000m^2 である。

・ ただし,建物面積を含んだり土捨場等は平坦な場所が少ないため実際の敷地はかなり狭い。

(西予市)

・ 36 箇所をリストアップしている。

・ 総面積は 150,000m^2 である。

・ その中に,仮設住宅等の予定地,ヘリポート等,他の関係機関との調整ができていない場所が含まれるため,実際の面積は少ないと思われる。

・ 概ね予定している場所は,小学校,運動公園の野球場,多目的広場を考えているが,住宅用地の候補地になっている。

(事務局)

・ 候補地として提示いただいているものについて,仮設住宅等の候補地の確認等,順序だてて確認したい。今後の協力をお願いしたい。

・ 処理のイメージについて,各市町のイメージと乖離しているようなものはないか。

(愛媛県)

・ 小規模分散型の場合,最低必要面積はあるか。

(事務局)
・ 指針では周囲に 5m の余裕幅をとって,5m 積み上げが可能である。
・ 考え方によって変わってくる。
(環境省)
・ GIS で地区毎の発生量を想定し,それにより決定するのがよいと思う。
(愛媛大学)
・ 小規模分散型で提案しているが,小学校・中学校であれば,その場で分別するほうが現実的だと思う。
(環境省)
・ 全てのものを分散して分別するのではなく,廃家電等,車でないと運べないような大型のゴミは分散して分別し,自ら運べるゴミについては,一箇所で分別するのがよいのではないかと思う。
(事務局)
・ 小学校程度の面積であれば分別,公園程度の面積であれば小規模型という視点で検討したい。
(愛媛県)
・ なかなかまとまった場所がない一方,小さい公園は不法投棄の温床になることもある。であれば,最初から仮置場として指定しておくべきではないかと考える。
・ あるところでは,教習所を仮置場にしたと聞いた。
(産業廃棄物協会)
・ 仮置場は一次と二次が必要である。
・ 伊方町等山が迫って面積が少ないところ,西予市のように平地が多いところと明確にパターンで分け,それぞれのパターンに応じた収集方法を検討するべきである。
・ モデル計画の中で考え,議論するのがよいと思う。
(愛媛大学)
・ 埋立地の利用について,津波の時,仮置場が適切に機能するかどうかを評価することも必要である。
(事務局)
・ 埋立地の評価項目として,どのようなものがあげられるか。
(愛媛大学)
・ 水はけが悪い,地盤沈下,運搬が困難等が考えられる。
(環境省)
・ 処理体制について,災害時の受け入れに関する決まりごとがあれば教えていただきたい。
(八幡浜市)
・ その部分を今回の計画で想定することが必要と考えている。
(事務局)
・ 各施設の受入余力を整理していく必要がある。
・ 指針では,現状の 20%を受入余力とする算定方法がある。
・ より現実的な検討をしていきたいので,協力をお願いしたい。

(環境省)

・ 九州北部豪雨災害の時,朝倉市(3 つの郡が合併)において災害時の取り決めがなく,受入割合で差が出たため問題となった。

・ モデル事業で,課題の一つとして検討すべきと考える。

(愛媛県)

・ トンネルの土捨て場は,八幡浜市が所有しているのか。

(八幡浜市)

・ 市の所有地である。

・ 今後活用がない場合は,植樹する計画としている。

(愛媛県)

・ 西予市にお聞きしたい。今は稼働していない産業廃棄物焼却施設を,災害廃棄物用に稼働させる予定はあるか。

(西予市)

・ 分かりかねる。

(環境省)

・ 西予市には空家が 1,200 軒くらいあり災害時には,かなりのゴミが発生すると予想される。

・ 明らかに空家であれば自治体の判断で事前に解体できる制度も策定されているので,事前に処理・処分できるものはやっておいていただきたい。これは他の市町にもお願いしたい。

(愛媛大学)

・ 二次仮置場に仮設の処理施設を作るという考えもあるが,循環型社会推進の一環として,処理施設を平時より導入しておく発想があってもよい。

・ 小・中規模のバイオマス発電や炭化処理,有価処理システムを導入しておけば,二次仮置場と仮設処理施設になり得る。

・ 前向きな企業や自治体が協力して行い,国の補助金を利用できればいいと思う。

・ 既存の施設についても,震災に耐えられる強靭化が必要と考える。

(3) その他について

(愛媛大学)

・ 次回の予定について,1 月の水・木・金は講義のためそれ以外が望ましい。

(西予市)

・ 1 月 11 日(木)は外していただきたい。

(伊方町)

・ 金曜日以外が望ましい。

(八幡浜市)

・ 仮置場候補地を公表するかどうかが,検討課題として必要ではないかと考える。全国的にはどのような形をとっているか,分かれば教えていただきたい。

（環境省）

- 公表しているところは少ない。
- 一部公表しているところはある（山間部や市有地等）。
- 最終的には市の判断となるが，本モデル事業の他ブロックとも情報共有しながら決めていければと考えている。

（事務局）

- 県の被害想定（土石流，風水害）のデータ提供をお願いしたい。

以上

(2)　第 2 回

ア　次第

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)
第 2 回愛媛県八幡浜ブロック地域意見交換会　次第

日時：平成 30 年 2 月 6 日(火)　13：00～15：00
場所：八幡浜市役所　八幡浜庁舎 5F 大会議室

1　開　会

留意事項など　5 分

2　議　事

(1)　検討結果(報告書案)について　100 分(説明 50 分・質疑 50 分)

①　廃棄物の発生量／処理困難物
②　処理・利活用
③　仮置場
④　処理体制
⑤　課題・全体・まとめ

(2)　今後の予定　15 分(説明 10 分・質疑 5 分)

①　とりまとめ方法・留意事項
②　今後の工程・依頼事項

3　閉　会

【配付資料】

出席者名簿,配席図
資料 1　報告書案
資料 2　とりまとめ方法・留意事項
資料 3　今後の工程・依頼事項

イ　出席者名簿

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)

第 2 回 愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 地 域 意 見 交 換 会　出席者名簿

区分	所　属		役 職	氏　名	備考
学識	愛媛大学大学院農学研究科・環境計測学研究室		教 授	高橋 真	欠席※
市町	八幡浜市	市民生活部 生活環境課	係 長	菊池 嘉隆	
			主 査	西野 翔	
	西予市	生活福祉部 環境衛生課	資源循環係 長	高岡 伸次	
			資源循環担当係長	中村 篤史	
	伊方町	町民課 住民生活室	主 任	清家 茂洋	
県	愛媛県 県民環境部 循環型社会推進課		主 幹	二宮 千秋	
			係 長	森原 眞五	
事業者	一般社団法人 えひめ産業廃棄物協会		専務理事	水口 定臣	
	一般社団法人 愛媛県建設業協会	八幡浜支部	事務局長	関野 聖臣	代理
		西予支部	事務局長	兵頭 清志	代理
事務局	環境省中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課		専門官	大谷 可奈子	
	中電技術コンサルタント株式会社		グループ長	佐伯 隆之	
			担当課長	乗越 晃	
			主 任	山本 早百合	
			－	戸谷 宥貴	

(順不同)

※天候不良により欠席のため,後日個別に意見交換を実施

ウ　議事録

① 廃棄物の発生量／処理困難物について

（八幡浜市）

・ （配布資料）p37 の八幡浜市の廃船舶の発生量の数値は，八幡浜漁協へのヒアリングの数字が記載されているのか。八幡浜漁協は，伊方町の大部分と西予市の一部を含んでいるため，八幡浜市の数値とは異なる。

（事務局）

・ 表の対象市町に伊方町，西予市の一部を追記する。

（保健所）

・ （配布資料）p19，p33 の八幡浜市が八幡市になっているため，修正いただきたい。

②処理・利活用について

（西予市）

・ （配布資料）p46～p47 に記載の処理施設一覧について，一部修正をお願いしたい。ゴミ焼却施設の西予市野村クリーンセンター，し尿処理施設の西部衛生センター，東部衛生センターは，稼働が終了しているので削除していただきたい。
・ し尿処理施設については，新たに西予市衛生センターが稼働しているので追加していただきたい。
・ （配布資料）p55 の西予市野村不燃物処理場を削除していただきたい。

（八幡浜市）

・ （配布資料）p47 の八幡浜市一般廃棄物最終処分場の埋立終了年度（予定）を，2016 年度から 2019 年度に修正していただきたい。

（事務局）

・ 受入量については，県の廃棄物処理計画と整合をとって検討している。
・ 産廃施設については，可能な限りの情報を収集し整理している。

（産業廃棄物協会）

・ 資料編について，後程打合せをしたい。

（事務局）

・ 処理フローについては，仮設処理施設を設置するよりは県外搬出を考えているが，それでよいか確認させていただきたい。
・ 仮設処理施設を設置するには，12ha 程度の広大な面積が必要となる。
・ 二次仮置場は，混合廃棄物に特化した選別を考えている。
・ 域外，県外搬出するためには，海上輸送を主体とした考え方が必要になると考えている。

（産業廃棄物協会）

・ 災害が発生した地区では，二次仮置場を設置することができないため，このような整理をしているということか。

（事務局）

・ 八幡浜ブロックだけでなく他の 3 地域においても，仮置場の面積が不足している。

・ 混合廃棄物を産廃処理業者に受け入れてもらうためには,分別が必要である。その分別を二次仮置場で行うことを考えている。

(産業廃棄物協会)

・ 熊本の事例では,仮設処理施設が設置されている。県の考え方との整合性がどうなのかお聞きしたい。

(愛媛県)

・ 仮置場のスペースが不足している状況のなかで,仮設処理施設を建設することが難しいということで,このようなフローになっているという理解でよいか。
・ 災害で仮置場がどの程度使えるか,余剰が出るかによって状況が変わってくるのではないかと思う。

(環境省)

・ (配布資料)p63 の第 4 処理先候補で,広域処理と仮設処理施設を併記したフローとしている。

(事務局)

・ 計画の中での一つの方向性として,捉えていただければと思う。

(1)③仮置場について

(事務局)

・ 二次仮置場については,県の処理計画とは違う視点で整理しているが,各市町の計画策定にあたっては,県の処理計画に沿った整理の方が良いか確認させていただきたい。

(愛媛県)

・ 処理計画を提示しているので,基本的にはその方がよいが,特段の理由があれば別途作成していただいても良い。

(事務局)

・ 一次仮置場の面積については,県の一次仮置場で徹底分別するパターンで計算しているので,参考にしていただければと思う。
・ 二次仮置場の面積については,仮置量は一次仮置場と同様とし作業スペースを 0.8 で計算すれば,県計画に沿ったものとなる。

(西予市)

・ 二次仮置場は,一定のスペースが必要であり確保が難しい。

(事務局)

・ 仮置場の確保については,「第 7 今後の課題・取組方針」の「6 計画的な仮置場の確保」で整理しているので,ご確認いただきたい。
・ 二次仮置場としても利用できる公共施設(運動公園等)を,県の事業として整備することは可能かお聞きしたい。

(愛媛県)

・ 仮置場を主目的とした施設の整備は難しい。
・ 運動公園等は,本来の目的(スポーツ振興等)が必要である。整備後に発災した場合であれば,利用することは可能である。

（事務局）
・　提言として記載することも難しいか，お聞きしたい。
（愛媛県）
・　県有地の利用は，市町だけでは対応できない大規模災害の場合に可能と思うが，県が率先して位置づけることは難しい。市町から要望が提出されてからとなる。
（事務局）
・　県有地を仮置場として挙げている市町があるが，発災時に使用するにあたって手続きが必要となるのか。
（愛媛県）
・　仮設住宅との競合になる。被災の状況にもよるため，発災時の対応となる。リストとして挙げてもらっておくのは良い。
・　事前に，施設管理者との協議が必要になると思う。
（事務局）
・　仮置場が不足している状況であるが，二次仮置場は必要である。
・　県有地のリストアップのほか，民有地のリストアップは可能かお聞きしたい。
（西予市）
・　西予市としては，二次仮置場を分散する方法となる。
・　農地の借り上げ等が必要と考えている。
（伊方町）
・　四国電力の駐車場等は，声をかければ利用できるかもしれない。
（八幡浜市）
・　民有地の活用や一次仮置場候補地を早い段階で空けて二次仮置場として活用する等の方法となる。
・　新たに土地を確保することは困難と考える。
（事務局）
・　二次仮置場の施設については，固定式でなく，移動式の施設での対応も想定している。そのあたりの方向性や課題を整理したいと思う。

④処理体制について
（事務局）
・　市町の組織イメージは，処理体制（案）と比べてどうかお聞きしたい。
（伊方町）
・　実際は，処理体制（案）のように人員を配置することはできないが，理想の形としては良いと思う。
（愛媛県）
・　災害対策本部同士，災害廃棄物対策チーム同士の両方の流れがあると思う。
（事務局）
・　建設業協会，産廃協会については，県からの要請を受ける流れとしているが，これでよいか。

(産業廃棄物協会)

・ 産廃協会は県と協定を結んでいるので,これで良いと思う。

・ 将来的には,県が入らない小さな災害は市町と直接協定を結ぶことも考えているが,大規模災害はこれで良いと思う。

(建設業協会)

・ 県と協定を結んでいる。

(建設業協会)

・ 協定では,要請は災害対策本部からとなっている。

(愛媛県)

・ 産廃協会は,県の担当各課と協定を結んでいるため,県全体から要請という流れにした方が良いと思う。

(環境省)

・ D.Waste-Net の支援・協力については,国全体からの流れに修正していただきたい。

(事務局)

・ 市町間同士も,災害対策本部同士,災害廃棄物対策チーム同士の両方の流れでよいか。

(八幡浜市)

・ その流れで良い。

⑤課題・全体・まとめについて

(産業廃棄物協会)

・ 一次仮置場の分別方法について,どのような方法があるかを具体的に数ケース整理し,発災時に使える資料にして欲しい。

(事務局)

・ (配布資料)資料編 p2 のフローが,参考になると思う。

(産業廃棄物協会)

・ 実際利用しようとすると,このフローでは難しい。

・ 分ける品目数でパターン分けして整理されたものの方が,利用しやすいと思う。

以上

5　合同会議

ア　次第

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)
愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク　合 同 会 議　次 第

日時：平成 29 年 10 月 26 日(木)　10：00～
場所：八幡浜市役所 八幡浜庁舎 5F 第 2 委員会室

■会議の目的

第 1 回意見交換会での各種意見を踏まえ,今後の調査・検討及びとりまとめの方向性,重点的な検討を希望する事項等,モデル事業に関するベクトルあわせを行う。

■議　事

○仮置場のとりまとめの方向性

・現時点の検討・とりまとめイメージ,要望・意見
・一次・二次の役割,分別・処理
・仮置場不足に対する対応案　等

○処理のとりまとめの方向性

・現時点のとりまとめイメージ,要望・意見
・市町(組合含む)処理施設の搬入ルール
・人員・資機材不足に対する対応案　等

○処理体制のとりまとめの方向性

・広域(県外含む)連携について　等
(災害廃棄物処理対応組織,統括窓口,連絡体制　等)

○その他

【配付資料】

次第,出席者名簿
意見交換会での要点(まとめ)
処理体制　素案
仮置場候補地の分布図

イ　出席者名簿

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)

愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 地 域 合 同 会 議　出席者名簿

区分	所　属		役 職	氏　名	合同会議
市町	八幡浜市	市民生活部　生活環境課	係 長	菊池　嘉隆	○
			主 査	西野　翔	○
	西予市	生活福祉部　環境衛生課	資源循環係長	髙岡　伸次	○
			資源循環担当係 長	中村　篤史	○
	伊方町	町民課　住民生活室	主 任	清家　茂洋	○
事務局	環境省中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課		課長補佐	和家　秀格	○
	環境省中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課		課長補佐	岡本　裕行	○
			専門官	大谷　可奈子	○
	中電技術コンサルタント株式会社		担当課長	乗越　　晃	○
			主 任	山本　早百合	○

(順不同)

ウ　議事録

(ｱ)　仮置場のとりまとめイメージについて

(環境省)	・伊方町は道路が狭く,大型車の通行が困難。小型車や軽トラック等が必要ではないか。
(伊方町)	・幹線道路からはずれると,3.5m 程度の幅員の道路が多い。
(事務局)	・狭い道路については,小型車両を使用する等の工夫が必要と考える。 ・面積が狭いため,仮置場を集落毎に分散型とするイメージも考えられる。
(伊方町)	・町民グランド,瀬戸球場,中学校のグラウンド等は,仮設住宅の候補地やヘリポートの発着場になっている。
(事務局)	・優先順位は低くなると思うが,仮置場の候補地として,リストアップしていただきたい。 ・県に空地の情報提供をお願いしている。 ・民有地については,航空写真を基に可能な限り抽出する予定である。 ・それでも仮置場が不足する場合は,今後の課題として取りまとめるイメージである。
(西予市)	・明浜,三瓶地区は道路が狭いため,遮断された場合仮置場への搬入が困難となる。 ・宇和地区は農地が多い。
(環境省)	・海路も考える必要がある。
(環境省)	・西予市には鉱山跡地がある。有力な候補地になり得るのではないか。
(西予市)	・搬入路に課題がある。
(環境省)	・農地は,造成費用がかかる。補助対象になりにくい。
(西予市)	・原木市場は,補助対象になるのか。
(環境省)	・借地料は,補助対象となる可能性があるが,そこしか使えないという理由づけが必要である。
(事務局)	・候補地の優先順位のたたき台を作成し,確認いただきながらとりまとめていきたい。

(ｲ)　処理のとりまとめの方向性について

(環境省)	・通常のゴミ処理の方法で,どれだけ受け入れが可能かを前提に考える必要がある。 ・3 市町の域内処理をどうするのか。 ・焼却施設の費用負担は,3 年毎に見直しを行っているとのことだが,負担は按分でされているのか。
(八幡浜市)	・3 市町のゴミの量で按分し,費用負担している。
(環境省)	・被災の規模は地域で異なる。ゴミの受け入れについては,発災時のゴミ処理を円滑に行うため,ある程度のルールを決める必要がある。
(八幡浜市)	・上層レベルでの協議が必要と考えている。

(西予市)	・焼却費用は,補助金に該当するのか。
(環境省)	・焼却炉の維持管理費(薬品,燃料代等)を災害廃棄物の量で按分して補助するイメージ。
(八幡浜市)	・現在,処理能力 42t/日の炉が 2 炉あり,2 割程度の余力があるが,多くの受け入れは難しい。 ・2030 年まで稼働予定。同じ敷地内に,仮設で 1 炉設置は可能である。
(事務局)	・費用分担や受け入れの取り決めについて,本事業でまとめることができればと考えている。
(環境省)	・他県の事務組合では,発災した場合,生活ゴミを優先し,余剰分で災害廃棄物を受け入れるという事例がある。受け入れは生活ゴミと同割合で,費用は按分で決めている。
(環境省)	・災害廃棄物の量によって負担金の割合が変わってくる可能性がある。
(八幡浜市)	・H14 年の広域化により,按分が変わっている。
(環境省)	・鳥取では,災害廃棄物を事務組合の焼却場で処理した事例がある。経費については,仮置場から焼却場までは各市町がとりまとめて申請し,焼却経費は,事務組合が申請した。こういう方法もある。
(八幡浜市)	・3 市町で半期毎に清算している。 ・単価は,3 年毎に見直しを行っている。 ・西予市と伊方町が八幡浜市に委託している。
(八幡浜市)	・焼却施設は山間部に設置しているため,津波の被害はない。
(事務局)	・費用負担については,3 市町でイメージをかためていただき,情報交換しながら整理したい。 ・受入体制のたたきを作成し,確認いただきながら整理したい。
(環境省)	・県のフロー図と異なるとはどういうことか。
(事務局)	・分別方法等で若干異なるフロー図を考えている。3 市町にとって最適なフロー図にしたいと考えている。 ・県のフロー図と異なることで,市町に問題点はあるか。
(八幡浜市/西予市)	・3 市町に最適なフローがよい。
(八幡浜市)	・産廃業者の処理能力については,市町から直接聞けると考えている。

(ｳ) 処理体制のとりまとめの方向性について

(環境省)	・日本災害対応システムズは固有名詞のため,「民間事業者」に修正していただきたい。
(西予市)	・熊本地震規模の災害の場合,災害廃棄物に関する事務処理は県に委託するのか。
(環境省)	・熊本地震の場合,熊本市以外の 7 市町村は,県に事務委託している。 ・九州北部豪雨では,流木や土砂等は県主導で処理先を決定している。災害廃棄

	物に関しては, 市町毎に処理している。
(環境省)	・処理費用については, 国交省, 環境部局といった管轄毎に区分される。
	・処理費用は区分されるが, 処理方法は一つ。
(西予市)	・西予市は, かなりの流木が発生する可能性が高い。
(環境省)	・広島市の土砂災害事例では, 災害廃棄物を一次仮置場に全て集めて, 環境部局が処理した。小規模の市町では負担が大きくなるため, 難しい。
	・東日本大震災では, 農地を一次仮置場にした事例があるが, その他の事例にはない。
	・環境省の災害補助金マニュアルによると, 仮置場の造成費は, 原則として補助対象外である。ただし, 被害状況により仮置場に苦慮する場合は個別に相談可能。
	・被害状況によっては, 農地を仮置場にした場合, 補助対象になる可能性はある。
(西予市)	・仮置場として使用した学校を元に戻した時,災害廃棄物等が残っていると環境衛生上望ましくない。
	・農地は離れているので,学校よりも好ましいと思う。
(環境省)	・置く災害廃棄物によって変わるのではないか。腐敗性のない廃棄物であれば, 支障はないと思う。
	・自治体の判断が必要。
(環境省)	・休耕田は多いのか。
(西予市)	・休耕田は少ないが,面積が広い農地が多い。
	・山間部には耕作放棄地が多いが,面積が狭い。
(八幡浜市)	・学校のグラウンドは,全て仮設住宅候補地となっている。
	・優先順位が低くても仮置場として提出した方がよいのか。
(環境省)	・可能性がゼロでなければ提出していただきたい。
(事務局)	・市町内部で問題がなく可能性があるものについては,全て提出していただきたい。
	・処理体制のイメージがあれば,教えていただきたい。
	・マップに記入している処理場の位置を確認していただきたい。
(西予市)	・マップに施設の特徴を記入いただけると分かりやすい。

6　現地調査

(1)　第1回

ア　案内

平成28年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)
愛媛県八幡浜ブロック　現地調査工程

工程　　10月26日(木)

時　間	場　所	備　考
10:00～12:00	合同会議	八幡浜市役所
13:00～14:30	①八幡浜漁業協同組合 (漁港へ移動)車で15分程度 ・川名津漁港・養殖視察(20～30分程度) (漁協へ移動)車で15分程度 ・ヒアリング(40分程度)	
15:00～16:00	②JAにしうわ ・現地視察(20分程度) みかん(農地・選果場・農機具保管場所など) ・ヒアリング(40分程度)	

イ　参加者名簿

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)

愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 地 域 現 地 調 査（第 1 回）　参加者名簿

区分	所　属		役 職	氏　名	現地調査
市町	八幡浜市	市民生活部　生活環境課	係 長	菊池　嘉隆	○
			主 査	西野　翔	○
	西予市	生活福祉部　環境衛生課	資源循環係長	髙岡　伸次	○
			資源循環担当係 長	中村　篤史	○
	伊方町	町民課　住民生活室	主 任	清家　茂洋	○
事務局	環境省中国四国地方環境事務所 廃棄物･リサイクル対策課		課長補佐	和家　秀格	○
	環境省中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物･リサイクル対策課		課長補佐	岡本　裕行	○
			専門官	大谷　可奈子	○
	中電技術コンサルタント株式会社		担当課長	乗越　　晃	○
			主 任	山本　早百合	○

（順不同）

(2)　第 2 回

ア　案内

平成 29 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)
2/6(火)現地調査のご案内

■日時：2/6(火)9：00～12：00 頃

■集合場所

八幡浜市役所　八幡浜庁舎駐車場

※当日は 10 人乗りワンボックス車１台で移動の予定です。

■現地調査工程・ルート

○当日予定

9:00～9:10	概要説明(八幡浜市役所　八幡浜庁舎)	
9:10	八幡浜市役所　八幡浜庁舎　出発	
	↓(約 15 分)	
9:25	1：八幡浜市仮置場候補地①	・・・・・・・(約 20 分)
	↓(約 15 分)	
10:00	2：伊方町仮置場候補地①	・・・・・・・・・(約 20 分)
	↓(約 50 分)	
11:10	3：西予市仮置場候補地①	・・・・・・・・・(約 20 分)
	↓(約 35 分)	
12:05	八幡浜市役所　八幡浜庁舎　到着	

イ　参加者名簿

平成 28 年度(補正繰越)大規模災害時における
災害廃棄物処理計画策定モデル業務(四国地方)

愛 媛 県 八 幡 浜 ブ ロ ッ ク 現 地 調 査　参加者名簿

区分	所　属		役 職	氏　名	備考
市	八幡浜市	市民生活部　生活環境課	係 長	菊池　嘉隆	
		市民生活部　生活環境課	主 査	西野　翔	
	西予市	生活福祉部　環境衛生課	資源循環係長	高岡　伸次	欠席※
		生活福祉部　環境衛生課	資源循環担当係 長	中村　篤史	欠席※
	伊方町	町民課　住民生活室	主 任	清家　茂洋	欠席※
県	愛媛県　県民環境部　循環型社会推進課		主 幹	二宮　千秋	欠席※
			係 長	森原　眞五	欠席※
事務局	環境省中国四国地方環境事務所　高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課		専門官	大谷　可奈子	
	中電技術コンサルタント株式会社		担当課長	乗越　　晃	
			－	戸谷　宥貴	

(順不同)

※天候不良により不参加

（発 注 者）環境省中国四国地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課
〒700-0907　岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号　岡山第 2 合同庁舎
TEL　086-223-1584

（請 負 者）中電技術コンサルタント株式会社　都市整備部　都市施設グループ
〒734-8510　広島市南区出汐 2 丁目 3 番 30 号
TEL　082-256-3352

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
　この印刷物は,グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断基準にしたがい,印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Ａランク]のみを用いて作製しています。